

第百八回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)

午後一時開会

委員氏名

委員長 岩本 政光君
理事 大城 眞順君
理事 亀長 友義君
理事 村上 正邦君
理事 久保田 眞苗君
理事 板垣 正君
理事 大島 友治君
理事 岡田 広君
理事 小島 静馬君
理事 古賀 雷四郎君
理事 永野 茂門君
理事 松垣 徳太郎君
理事 堀江 正夫君
理事 小野 明君
理事 野田 哲君
理事 飯田 忠雄君
理事 峯山 昭範君
理事 内藤 功君
理事 柳澤 鍊造君
理事 宇都宮 徳馬君

二月四日

柳澤 鍊造君

補欠選任 藤井 恒男君

二月五日

藤井 恒男君

補欠選任 柳澤 鍊造君

三月二十五日

永野 茂門君

補欠選任 大鷹 淑子君

三月二十六日

野田 哲君

補欠選任 永野 茂門君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 政光君

理事 板垣 正君

委員 大城 眞順君

委員 亀長 友義君

委員 久保田 眞苗君

委員 大島 友治君

委員 岡田 広君

委員 小島 静馬君

委員 古賀 雷四郎君

委員 永野 茂門君

委員 松垣 徳太郎君

委員 堀江 正夫君

委員 小野 明君

委員 野田 哲君

委員 飯田 忠雄君

委員 峯山 昭範君

委員 内藤 功君

委員 柳澤 鍊造君

委員 宇都宮 徳馬君

委員 岩本 政光君

委員 大城 眞順君

委員 亀長 友義君

委員 久保田 眞苗君

委員 大島 友治君

委員 岡田 広君

委員 小島 静馬君

委員 古賀 雷四郎君

委員 永野 茂門君

國務大臣

國務大臣 (総務庁長官)

山下 徳夫君

政府委員

総務庁長官官房 長

古橋 源六郎君

総務庁長官官房 審議官兼内閣審議官

勝又 博明君

総務庁長官官房 地域改善対策室 長

熊代 昭彦君

総務庁人事局長

手塚 康夫君

総務庁行政管理局 長

佐々木 晴夫君

総務庁行政監察 局長

山本 貞雄君

事務局側

常任委員会専門 員

林 利雄君

説明員

国土庁長官官房 総務課長

真板 道夫君

法務省人権擁護 局調査課長

落合 紹之君

外務省国際連合 局審議官

林 貞行君

文部省初等中等 教育局小学校課 長

熱海 則夫君

厚生省社会局生 活課長

矢野 朝水君

労働大臣官房参 事官

竹村 毅君

建設省住宅局住 環境整備室長

羽生 洋治君

自治省行政局振 興課長

吉原 孝司君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国政調査に関する件

○地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩本政光君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。去る一月二十五日、総務庁長官であられました玉置和郎君が逝去されました。まことに哀悼痛恨のきわみでございます。

ここに、皆様方とともに慎んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして、御冥福をお祈り申し上げます。たいと存じますので、どうぞ御起立をお願いいたします。

黙禱をお願いいたします。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(岩本政光君) 黙禱を終わります。御着席をお願いします。

○委員長(岩本政光君) それでは議事に入ります。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る一月二十六日、内藤功君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君が選任されました。

また、昨三月二十五日、野田哲君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ありません。

○委員長(岩本政光君) 以上で、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ありません。

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に板垣正君を指名いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) この際、山下総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。山下総務庁長官。

○國務大臣(山下徳夫君) 本年一月、総務庁長官を拝命いたしました山下徳夫でございます。

私は、社会経済情勢の変化に対応した総合的かつ効率的な行政を実現するため、総合調整官庁として総務庁が果たすべき役割を十分認識し、行政改革の推進を初め各般の課題に誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

委員長初め皆様方の格別の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げる次第でございます。

○委員長(岩本政光君) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山下総務庁長官。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいま議題となりました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和五十七年に制定された現行の地域改善対策特別措置法は、本年三月末日をもってその有効期

限を迎えようとしております。

顧みますと、同対策事業特別措置法及びそれに引き続く地域改善対策特別措置法の施行と、過去十八年間にわたる関係施策の推進の結果、現在では、生活環境の改善を初めとして、対象地域の実態は相当改善が進んできております。今後の地域改善対策は、これまでの対策の成果等を踏まえ、事業の基本的な見直しを行い、可能な限り一般対策への移行を図っていくことが必要であります。しかしながら、地域改善対策事業のうち、物的な事業については、一部に事業の取り組みがおくれている地域が見られること等により、昭和六十二年度以降の事業量も見込まれております。また、人権尊重の立場で粘り強く啓発事業を推進すべき状況にあります。

このような問題の解決を図っていくためには、地域改善対策事業が実施された対象地域について国の財政上の特別措置を講じ、引き続き実施することが特に必要と認められる事業の円滑かつ迅速な実施を図っていくことが必要であり、このため、地域改善対策に関する最終の特別法として、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地域改善対策特別措置法による地域改善対策事業が実施された対象地域について実施する地域改善対策特定事業を政令で定めるとともに、国及び地方公共団体は、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するよう努めなければならないことといたしております。

第二に、現行の地域改善対策特別措置法と同様に、地域改善対策特定事業に要する経費について、地方公共団体の財政負担を軽減するため国の財政上の特別措置を講ずることとし、同事業に係る国の負担または補助については、原則として予算の範囲内で三分の二の割合をもって算定するものとするとともに、地方公共団体の起債について特例を設け、その元利償還金を地方交付税の額の

算定に用いる基準財政需要額に算入することとしたしております。

第三に、この法律の有効期間を五年間とするとともに、現行の地域改善対策特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 山下新長官、大変御苦勞様でございます。

ただいま趣旨説明がございました今回の法律案によりますと、この新法では、現行の地域改善対策特別措置法と異なりまして、憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業の実施のためという明確な目的が規定をされておられません。法の趣旨が第一条に三行で極めて簡単に規定されておるわけでございます。なぜこういった表現になっておるのか。こういった規定の仕方では、現行地対法にございます憲法の理念あるいは昭和四十年の同対策審議会の答申の精神が承継されておるのかどうかというのが疑問になってまいるわけでございます。これは極めて当然のことであると思ひますが、長官はいかがお考えでございますでしょうか。

○國務大臣(山下徳夫君) 昭和四十年の同対策の答申につきましては、昨年の地対協の意見具申でもそのことについては指摘されておりますように、同問題の解決を積極的に行なうとする精神、これは今日においても受け継がれておることでございます。

そこで、答申後既に二十年を経過しております今日におきましては、同和地区の実態は当時と比べるとかなり大きく変化を見ているということでございまして、同対策の答申の具体的内容について現状に即して妥当性を判断する必要がある。そこで、昨年の地対協の意見具申は今日の実態に即したものでございまして、政府としては、この御提言を十分尊重してまいらなかなければ、かように思つておる次第でございます。なお、新法案はこの意見具申を踏まえて立案されているところでございます。

○小野明君 そういたしますと、ただいま御答弁ございましたように、地対協の意見具申には同対策答申を尊重しつつと、こういった表現がございます。そこで、この同対策の答申の精神を踏まえ、あるいは憲法の基本的な人権という理念はこの新法の中にも踏まえられておるんだと、このように理解をしようと思ひますか。

○國務大臣(山下徳夫君) そのとおりでございます。

○小野明君 次に、未指定地域の問題に関してお尋ねをいたしたいと思ひます。

十八年に及ぶ同対策事業によりまして、かなりの地域に改善が見えたことは確かでありまして。しかしながら、今日もまだ劣悪な差別実態にある地域をこのまま放置しておくことは、同問題の完全解決にはなり得ないと思ひわけでございます。これらの地域は厳しい差別にまだ抗し切れずに、寝た子を起すなど、こういった意識に災ひされているのであります。しかし、この意識には同意できない。同対策答申にも指摘されておりますとおり、啓発によって地区住民であることを恥じる意識を取り除かなければならないと私は考えます。また、寝ておる子はいつか必ず起きると思ひます。したがって、これらの地域で著しく劣悪な差別実態にあり、地方公共団体が対応しようとする地域については、関係機関と協議を経て、本法律の対象地域と認められるように特段の配慮を強く求めたいのでありますが、長官の

お考えをお伺いしたいのであります。

○国務大臣(山下徳夫君) 先生も御案内のように、対象地域の調査につきましては、昭和三十八年から四十二年、四十六年、そして五十年と、四年置きにずっとやってまいりました。その後におきましても補充的な調査を繰り返してまいっておりますので、私どももいたしましては、大体この十八年間に対象地域として確認すべきものはすべて確認された、このような判断に立っておりますわけでございます。

したがって、地対法の期間中に対象地域として事業が実施されます地域のみを本法案による地域改善対策特定事業として実施するわけでございまして、その他の地域でもしあるとするならば、私はそれは一般地域として一般法に基づく対策で足りるのではないかと、かように思っております。

○小野明君 そういたしますと、長官はまだ未指定の地域はあるということはお認めになつておられるわけですね。

○国務大臣(山下徳夫君) 現在においてはすべて捕捉している先ほど申し上げたとおりでございますが、将来にわたつてもそういうものがあるとするならばという仮定で申し上げたわけでございまして、現時点においては、先ほど申し上げましたように、三十八年以来四年ごとにずっとやってまいりまして、その後も補充調査をずっと継続してやってきました。したがって、すべて網羅いたしまして法の範囲はこれで十分だ、このような前提に立つて法をつくっておるわけでございます。

○小野明君 すべて未指定の地域はないというお考えですと、これは改めてもらわなければならぬと思うんです。私どもの調査でも、相当な数の未指定の地域があるわけでございます。その辺を、劣悪な地域、地方公共団体が新しい地域があるんだと、まだ捕捉されてないものがあるんだというときには、新しい地域指定を行つてもらわなきゃならぬと思うのでございますが、そういうお考えはございませんか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどからる御答弁申し上げておりますように、昭和三十八年以来繰り返し繰り返し調査をやりまして、その後にも補充という立場における調査、これまた繰り返しやってきましたことでもございまして、まず現在の指定地域でもつてこれでもう足りる、少くとも現在わかっているものは全部捕捉しているという前提に立っているということ、重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○小野明君 論議が平行線になるようでございしますが、私どもの調査では、いまだ未指定の地域が多くあるんだというふうに調査結果が出ておるわけでございます。長官はもう全くないんだと、こういう御認識は誤りではないかと私思ひます。再度お尋ねいたしておきます。

○国務大臣(山下徳夫君) 地方自治体からも指定を受けたという地域はもう全部出てきておりますので、一応現段階においては、繰り返し申し上げますように、これでもつて補充しているというふうに私は理解しております。

○小野明君 それでは、新たに出てきた場合はこれを指定するように要請を申し上げて次の質問に入りたいと思ひます。

ソフト事業並びに教育啓発の問題でございますが、これは後ほど同僚委員からも質問があるかと思ひますから、私は簡単に触れてまいりたいと思ひます。

これまでの同和事業によりまして、住環境に關しましては、先ほど申し上げましたように、かなりの改善を見てまいりました。ただ、雇用、産業の不安定、生活保護率の高さ、さらに大学進学率の低さというような問題は、地区住民の自立にとりまして極めて重要な課題である。総務庁や自民党の堀内先生が理事長をなさつておられる地域改善対策研究所、先ほどの未指定の地域はこの堀内先生の地域改善対策研究所でもかなりあることが挙げられておるんですね。さらには、部落解放同盟の調査でも指摘されておるところでございまして、したがって、今後この方面の施策につ

ても積極的な対応策が必要と考えますが、長官のお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(山下徳夫君) 具体的な問題ですが、政府委員から答弁させます。

○政府委員(熊代昭彦君) 昨年の十二月の意見具申におきまして、実態の劣悪さというものは相当に改善されてきたことでもございまして、ソフト面につきましても、同対審答申と比べれば非常に改善されたところでございしますが、なお今後とも地域改善対策として必要なものにつきましまして、御提案をいたしております新法に基づきまして、積極的にソフト事業を推進するということでございます。

一部につきまして一般法に移すと、一般対策で対処というように一般に移されたもの、あるいは修正されたもの等がございしますが、それらにつきましまして、今の時点に立ちますと一般法の中で積極的に対処することが差別解消という観点から適当であるという判断で、そのようになされたところでございまして、一般法の中で積極的に対処していきたいと、かように考えております。

○小野明君 長官、私がお尋ねしましたのは、私が挙げましたようなソフト事業を積極的にやつてもらいたい。ということは、その具体的な問題で熊代君が答弁するような問題では決してないと思ひます。ソフトの事業を積極的にやりやうかならぬのかということでございますから、大臣から御答弁がいただきたいわけでございます。

○国務大臣(山下徳夫君) 少なくとも差別を一日も早くなくさなきゃならぬ。差別をなくすためには、具体的な事業その他についてもやつていかなきゃならぬ。こういうことにつきましては、きょう開会冒頭に先生の御質問にお答えしましたように、昭和四十年の同対審の答申の精神というものを今日も受け継いでいかなければならぬということでございますから、その線に沿つて今後も継続していくことは当然のことであると思ひます。

○小野明君 それから、教育啓発というものは非常にこれは重要な問題であると思ひます。これをさ

らに積極的に進めたいということでお尋ねをいたしますが、差別事件がまだに続発しておりますことは、長官も御承知のとおりであります。法務局とか自治体が幾ら説得しても応じようとしないか、弁護士などと偽つて戸籍の謄抄本を不正に入手して利権追求をしようとするなど、極めて悪質な差別事件の発生も少なくないわけでございます。こうした現状を真に憂へ、心理的な差別の早急な克服のために同和教育啓発活動の推進がますます重要になってきておると思ひます。でございますが、これ長官、いかがでございましょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 差別問題につきましては、関係各省庁つまり法務省を中心として、私どももあるいは警察庁等とも詰めておりますが、これらをなくすため目下鋭意いろいろと検討を進めております。同時に、教育の面からもこの問題を進めていくことは当然のことでございますし、文部省ともよく連携をとりながら進めてまいりたいと思ひます。

○小野明君 それでは先に進みますが、公益法人の問題につきましましてお尋ねをいたします。同和問題に關する公益法人の問題であります。が、本年一月初旬に各都道府県の東京事務所電話ファックスで「未定稿」とした出所不明の文書が送られておるわけでございまして、これに關しては、一昨日長官は「未定稿」なる文書が出ておることを衆議院の内閣委員会では御存じないと、知らなかったという答弁をされておるわけでございまして、国策に關する極めて重大なこの種のものがフングラ文書として出たことはもつてのほかだと思ひますが、長官はどうお考えになりますか。

○国務大臣(山下徳夫君) 「未定稿」の問題につきましては、私がおととい申し上げましたとおり、私も十分把握いたしておるわけですので、今までのいきさつにつきましては政府委員から答弁をさせていただきますと思ひます。

○政府委員(熊代昭彦君) 国が行う啓発事業とい

中心に積極的に推進してきたところでございますけれども、地対協の昨年の十二月の意見具申におきまして、啓発の各自自治体間に迅速に情報流通される必要がある、そのための一つの方法といたしまして、公益法人の設立をという御提言がございました。この提言を受けまして総務庁としてもいろいろなアイデアを検討いたしまして、意見具申の精神に立ちまして真に部落問題の解決のために役立つ法人としてはいかなるアイデアがあるかということ、いろいろ検討したところでございます。

御指摘の文書はどの文書かというのはいわゆる案を検討しております、基本的には設立発起人会が形成されまして設立発起人会が御採用になる、最後は総務庁が同和官庁として認可するというところでございますが、その段階での地対協意見具申の精神を実現するためのいろいろなアイデアの中の一つではないか。我々、御指摘の文書はいたしまして、どなかという確定はいたしません、そのようなものだというふうに理解しております。

○小野明君 私は長官にお尋ねをしておる、これは今のお話によると熊代君が、地対協長が書いて出したのではないかと疑われるような答弁がございましたが、熊代地対協長のもとでこうした場合が行われておるわけですね、長官。そうして熊代室長は、今年一月二十九日の部落解放同盟との交渉の際に、公益法人は設立発起人によって設立されるもので内容は承知していない、どのような文書が配られているのか知らないかと答弁しておりますが、あなたは、熊代君は交渉の十日前にみずからこの文書を持って地方自治体の会議に出かけていって説明しておる。民間運動団体には設立に当たって何らの説明も理解も得ようとしていない。

このような態度は、差別に苦しんでおる当事者をなげかりにするものではないか。民主主義の初歩的な原則からも外れた重大な問題であると思えます。断じて許すことはできない。熊代室長の

こういった態度を長官はどう認識しておられるのか。また、熊代君がおやりになっておるような、長官みずからも民間運動団体を敵視されるお気持ちであるのかどうか。長官の御意見を伺いたいたいところでありませう。

○國務大臣(山下徳夫君) 私が一月の二十六日に総務庁長官を拝命してから、私としては精力的に各局の所管事項等あるいは室等の所管事項についていろいろと報告を受けておりますが、私の就任前におけるそういった具体的な詳細な問題については、実は私もよく承知いたしておりません。したがって、これは本人から御答弁申し上げて、さういふ事実を私と先生も御理解いたしまして、その時点において私も判断しなければならぬが、本人は自信を持ってやったことだと私は思っておりますので、本人からさらに答弁をさせたいと思っております。

○小野明君 いや、私の長官に対する質問は、熊代君のそういうやり方、民間運動団体を敵視しておる、そういう差別と闘う民間運動団体に対して全然理解を得ようとしていない、こういうことがありまから、こういう問題に対して長官はどうお考えなのか、民間運動団体を敵視するようなことがあつてはならぬと思ひますがいかがですか、こうお尋ねしておるわけですか。

○國務大臣(山下徳夫君) きょうは三月の二十六日でございますから、私が総務庁長官を拝命してちょうど二カ月でございます。その間、折に触れていろいろと行政上の報告を受けておりますが、熊代君が民間団体に対してこれを敵視しておるというふうな、私はそんな感じは一度も受けたことがございません。ですから、さつきから繰り返して申し上げるように、具体的にどの部分がさうであるかということとは本人が御答弁申し上げて、もしも先生に誤解があるとするならば、それをきちんとここで本人からお聞きいただいた方がよろうというところを申し上げておるわけです。

○小野明君 時間が限られておりますから、後ほど時間があれば熊代君の釈明は聞きたいと思ひますが、この「未定稿」という出所不明の文書によりまして、公益法人の具体的な事業として資料作成、収集、提供、差別事件への対処、えせ同和行為への対処と記載されておるわけでございます。ここに国費から三千万円、企業や地方自治体から一億二千万円を集めるという内容なんですね。これらの事業はこういう公益法人で取り組むべき問題ではない。この問題を所管されておる総務庁で、政府で取り組まなければならない。企業や自治体から多くの金を出させて公益法人なるものにその仕事をゆだねるというのには、みずからの責任を放棄するものではないか、こう私は思ひます。

特に問題でありますのは、この公益法人は、差別をした者への指導する方向ではなくて、糾弾への対処について差別者の相談に乗ることになつていくというところが最も大きな問題で、これは部落解放運動に対立するものと言わなければならぬ。また、全国で起こつた差別事件について、わずか七人程度のメンバーで対処が本当にできるのかどうか。九州の人が東京まで一々出かけていくことができませんか。それとも、公益法人の人が全国を駆けめぐらさなければならぬ。私は、こういふことは不可能だと思ひます。したがって、地方自治体とかあるいは企業からも異論やあるいは疑問が投げかけられておるわけです。

地方自治体が国に望んでおりますことは、国として直接啓発事業に本格的に取り組むこと、地方自治体の取り組みに対して財政的な援助がなされることであると思ひます。したがって、こういった公益法人の設立は直ちに思ひとどまらなかつて、同対協答申に言うように、国の責務をそのまま素直に果たしていただくように要請をしたいわけですが、長官いかがでしょうか。

○國務大臣(山下徳夫君) 今御指摘のございましたこの公益法人につきましては、私は、こういったPRその他につきましては何も国だけではなくて、国はもちろんやるべきことはちゃんとやらなきゃならぬ、各団体もよくよく言え、国

民全部がこれをよく理解して、みんなやっていくということが最もいいことであると思つております。そういう意味におきまして、こういう公益法人をつくるというよりは私は大変結構なことだと思つております。

ただ、今申し上げましたように、国がやるべきことをやらなきゃならぬ、そういう意味におきまして三千万円の助成もする。先ほど一億二千万円というお話がありました、これは一つの基金でありまして、国は毎年三千万円出す計画になっておるわけでございますから、そういう意味におきましては、しかも公益法人はやっぱりその運営につきましましては、もちろん公正中立な立場からやっていかなきゃならぬ、同時にまた関係者の御意見というものを聞く場もつくつていかなきゃならぬというところでございまして、私は大変結構なことだと思つております。したがって、これを今思ひとどまらせるとか、そういう気持ちは毛頭持っておりません。

○小野明君 しかし、長官、こういう差別の問題で公益法人というふうな権限のないところでおやりになるというのは、私は、国の責務という言葉からいまして、非常に国の責務をあいまいにするものになるのではないかと、こう思ひます。特にこの内容が、いわゆる糾弾への対処とか、あるいは差別者、被差別者とあれば差別者の相談に乗るような内容が多いというふうなことになる、これは部落解放運動に対立するものですよ。それにくみすることになります、このいわゆる出所不明の文書によりまして。

そこで、この公益法人はその内容についても十分検討を必要としますし、いわゆる総務庁を中心とする政府の責務がいまいにならないように要請をしたいと思ふんですが、その点はいかがでございますか。

○國務大臣(山下徳夫君) 先ほどから申し上げておりますように、国は、地方公共団体は地方公共団体として、私はこの問題についてとるべき一つの責任あるいは立場というものがあつて、思ひま

すが、それ以外に民間もまたひとつ民間の立場から御協力をいただくということでございます。したがって、これは自治的な団体でございますが、国も助成をいたします以上は、その運営について適切な助言は行いべきであると思っております。

○小野明君 先に進めますが、地対協の問題についてであります。

この間の地対協は民主主義の初歩的な事柄である当事者を除いての協議になっている。したがって、その意見具申に対しては多くの学識者から厳しい批判を受けておるところでございます。また、公明、民社、社民連の各党も、それぞれ一定の批判的な見解を明らかにしております。我が党にとりましても認めたい内容を含んでおるところでございます。しかし、地対協は同和問題の解決を図っていく上において今後とも重要な機関であることは間違いないと見做しております。したがって、この機関は本当に当事者の意見が十分反映されるように運営されねばならないと思っております。長官のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(山下徳夫君) 地対協の趣旨につきましては先生も十分御承知でございます。これを運営する協議会の委員につきましては、やはり私は、現在の地対協と同様に、中立的な立場の方々が委員として選ばれるということが最も妥当ではなからうかと思っております。今後ともこの問題については慎重に検討、対処してまいりたいと思っております。

○小野明君 これは一昨日、衆議院の内閣委員会では長官は、新たな協議会を新たな立場で検討して委員を選出したいと答弁されておるようでございますが、この答弁に間違いございませんか。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいまの選任につきましては、新たな立場から慎重に検討すると申し上げたとおりであります。

○小野明君 それでは、その御答弁に間違いはないというお話でございます。

そこで、その新たな立場で検討をされる場合に

は、地対協の委員に当事者を委員として参加できるように検討がいただけないか。これは同対案の際にもそうでありましたし、今の中労委とか公労委とかいう場合も三者構成になっております。特にこの問題は人権問題でありますから、被差別者、当事者、これを代表委員に入れるということには特に御配慮あつてしかるべき問題ではないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほども御答弁申し上げましたとおり、現在の地対協にもそういう立場の方はいらつしやらないわけでございます。私はそういう現在の地対協と同様に、中立的な立場の方々を委員として選ぶことが私の考え方からすれば妥当ではないかと、このように理解をいたしておるところでございます。

○小野明君 一昨日の衆議院内閣委員会では、長官の言われた中立的な立場というものは、このうふうに整理をされたようですね。差別者、被差別者、そして被差別者以外の人を中立的な立場ではないのかと、こういうふうな衆議院では議論が整理をされたようでございますが、そこで私は中立的な立場という言葉に非常に疑問を持ちます。したがって、学識者あるいは学識経験者を選ばれるときは、当事者はもちろん入れていただきたいということです。それから、新たな立場で学識経験者を選ぶというときには私も私ども野党の意見を、長官の言う中立的な立場と言われる問題も含めて、新しく委員を選任される場合には野党の意見を尊重していただけたらどうか。いかがですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどから重ねて申し上げておりますように、現在の地対協と同じような性格と申しましようか、そういう立場から中立的な立場の方々をひとつお選びするという方針には変わりございません。

○小野明君 私は長官の中立的立場ということがよくわからないんですけれども、仮に百歩譲って長官の中立的立場の人を推薦するという場合にも、野党からの推薦ということを御配慮いただけ

るでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 繰り返し同じ御答弁しか申し上げられないのでございますが、現在のようないな構成でもって、現在の構成そのとおりという意味はなくて、現在のようないな方針でもってひとつ選んでまいりたいということでございます。

なお、再三にわたつたお尋ねでございますけれども、それではそういう関係者の方々の意見を委員に入れないから聞かないかというところ、決してそうじゃございません。必ずこの地対協ではそういう方々の御意見を聞く場というものは十分ひとつ考えてまいらなければならぬと、このように理解しております。

○小野明君 そうすると、私も野党の意見というものもお聞きいただけると、このように確認をしようと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどから申し上げておるように、野党とか与党とかいうことじゃなくて、この人選の方針についてはこういたしますというのを繰り返して申し上げております。

○小野明君 いや、どうもおかしいんですが、私どもの意見もお聞き願えるかどうか、これはどうでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 事こういつた人事の問題でございますから、どうかひとつ御一任いただきたいと思ひますが。

○小野明君 繰り返して伺うんですけれども、人事の問題ですからそれは一任しないことはありません。ただ今回のポスト行革審で、参議院はもう要らないと、こういう御意見の方について私どもが反対をする。ですから、私どもの意見もこの新しい地対協で、新しい立場で大臣おっしゃつておるんですからもう十分おわかりだと思ふんですが、お聞きいただけるかという極めて簡単ですが、素朴で率直な質問なんです。それは当然やっぱお聞きいただけるんじゃないですか。ポスト行革審の場合も、意見を聞かなかつたために大変なことになっておるんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 新行革審は、これは国会の同意の人事でございますから、おのずから性格が異なつていふと思ひます。それはともかくといたしまして、先ほどから申し上げておりますように、中立的な立場から人選をさせていただくということでございますから、それで御納得いただけないでしょうか。

野党の言うことを聞かないのかとおっしゃるならば、与党の方から今度は与党の意見のとおりやれとおっしゃるし、それは私は、だからそういう野党と与党というだけではなくて、公正妥協な中立という立場から選ばせていただきますということを再三申し上げておるわけでございます。

○小野明君 私は与党の意見を聞くと言つておるんじゃないです。長官。それはあなた各方面の意見もお聞きいただけるでしょうねと、こう言つておるんです。

○国務大臣(山下徳夫君) 野党の意見を聞くかとおっしゃるから、そうなればとこう申し上げたわけでございます。どうぞひとつその点はそのように御理解をいただきたいと思います。

○小野明君 いや、(話を聞いてやりやいんだよ)と呼ぶ者あり。それはわかるよ。それは当たり前。

全体の意見を、だから与党、野党と便宜上分けたわけですが、我々の意見もお聞き願えるかと。お聞き願えないと、聞かないと、おれは勝手にやるんだと、こういうお話ならそれはそれで仕方がないんですけれども、それは民主的な運営じゃないと私は思ひます。どうですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 私は聞かないと言つておるんじゃないんです。ただ、こういつた委員を選ぶについての基本方針はかくあるべきということをお聞き上げたいわけなんです。

○小野明君 いやいよわかりませんが、それでは最初に戻つて、野党の意見も十分ひとつお聞きをいただきたい。

それから最後に、今の我が国の法制の中で基本法という名称がついたものには、教育基本法とか

農業基本法とか約十一本ございますね。約十一本
ございます。これはやはり制定の経過を考えます
と、国の重点政策それから総合的な政策を実施す
る場合、大体こういうふうに分かれるようござ
います。

こう考えますと、部落問題につきましても我が
国で最大のこれは人権問題だと私は認識しており
ます。したがって、従来のように物的な事業
業、こういった地対法のように物的な事業を中心
とするだけでなくて、健康、生活、産業あるいは
労働、教育、こういったソフト面の改善を総合的
に実施することを規定するとともに、なお悪質な
差別事件に対しては一定の規制や差別意識の撤廃
を含んだ総合的な基本法が必要だと思っております。
こういった立場から見ますと、本法ではい
ゆる地対法の縮小版になっておりまして極めて不
満であるということを表示して、意見を申し上げ
て私の質問を終わりたいと思っております。

○久保田真苗君 山下長官、よろしくお願いをい
たします。

先ほどから地対協の問題について大塚長官の御
答弁がわかりにくく苦しく聞かれますのは、私は
そもそもこのあり方について無理があるからだろ
うと思うんです。

私は、女子差別撤廃条約の成立、それから我が
国における男女雇用機会均等法の成立、これに深
くかわってきた者でございます。つまり女子差
別の問題についてここ何年かやってきた者でござ
います。その立場からしてぜひお聞きいただきたい
んです。

もし、男女雇用機会均等法が婦人少年問題審議
会の中で女性委員が皆無の中でやられたら、私は
とても承服できなかったと思うんです。その中で
はほぼ半数近い女性委員の方が審議に参加されま
した。結果的に見ますと、その結果は大変がっか
りでしたけれども、しかし、私どもは見守った。
そして、審議をしました。もし、これが男性だけ
の手でやられたのだらば、私はとても入り口か
らして承服できなかったと思うんです。それは私

のもう本心に偽らざる心情なんです。
部落差別問題についての政策を協議するこの地
対協の中に差別を受けている当事者が入りにな
っていないということは、これはまことに異常な
構成でございまして、大臣、そう思いになりま
せんか。どうでしょう。本心にこれは異常です
よ。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどからる申し上
げておりますように、私も若干の今回の経験にお
きまして、いろんな委員会がございまして、それ
ぞれその人選については一つの方針に基づいて人
選がなされていると思っております。そこで、今御指摘
の今回のその問題につきましては、やはり私は先
ほどから申し上げましたように、中立的な立場と
いう点から人選をするのが最も妥当であるという
判断に基づいてこの人選を行っているという点
で、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○久保田真苗君 差別問題というのは、すぐれて
当事者からの発言が必要なのでございまして。均
等法を審議された婦人少年問題審議会、この中に
も労働者側と中立側から女性が入っているのだと
ございまして。そういう立場で行われて、なおかつあれ
だけの騒ぎになったんです。ですから、これは当
事者を全く排除して中立、中立と言われるけれど
も、中立という方は何でしょうか。つまりは差別
を受けている人たちが以外の人たち、それに含まれ
るわけではございません。そうなりますと、この
地対協の意見具申、これの中には、三十二ペー
ジに、いろいろな今後の同和関係者の問題が、行動
についての注文がついております。行政と同和
関係者とのあり方、それから同和関係者の自立、
向上の精神の涵養、そして国が民間運動団体と行
政機関との望ましい関係のあり方に対する具体的
な基準を出す。

しかし、この地対協の中こそが、国と行政機関
とそして運動団体との最も望ましいあり方を醸成
すべき場所じゃないんでしょうか。もしそうであ
るとするならば、ここで国の方がお示しになる基
準というものは、同和の運動関係者の排除という

のが基準になるわけではございまして、政策決定に
関して、大臣、どうお思いになりますか。

○国務大臣(山下徳夫君) いろいろと御意見を承
りました。先ほどからる申し上げておりますよ
うに、関係団体を網羅したような形でお入りにな
ったときもございまして、今日まで八年の間そ
れが空白になっておった、それはそれなりの理由
が私はあったと思っております。そこで、いろいろ御意
見として御趣意はよくわかりまして、私も、そこ
らあたりも踏まえながら現状というものを認識し
て、私は私なりの中立という立場からこれを選ん
でまいりたいという点で御理解をいただきたいと
思っています。

○久保田真苗君 ぜび、私はもう一度、本心に政
治家としての長官に御信頼して、このことをお考
え直していただきたいんです。さもございませ
んと、同和関係者の自立、向上の精神の涵養と、こ
ういうことを一言つたときに、同和関係者以外
の人が同和関係者に訓示と説教をしていくと、そ
れ以外の何物でもないんです。私はそれは非常
に不幸なことだと思われ、わざわざこういうもの
をするをやめて出す結論に値しないと思うんで
す。こういうことでは、まして、この地対協の御
意見でございまして、今後いろいろな財政措置的
な、事業的なものについてはだんだん改善されて
いくけれども、しかし、差別事件に関しては依然
後を絶たないわけですね。いよいよもってそういう問
題が中心になって出てくるわけではございませ
ん。いろいろこの八年間御理由はありでござい
ましよう。ですけれども、熊代室長が新聞の座談
会でお述べになっていらっしゃるじゃありません
か。こういうふうな言ってらっしゃるんです。
「国民一人ひとりが差別しない、ヒューマニズム
に満ちた勇気を持つ必要がある。それからこわ
い、避けた方がいいという意識も克服する必要が
ある。それには、違法な行為で押されたら、き然
として厳格に対処する勇気が必要です。」これ、
熊代さんは国民や行政に対して言ってらっしゃる

のですよ、地方自治体に対して。御自分のところ
で避けてたんじゃこれは何にもなりませんよ。そ
の範をみずからお示しいただきたいと私はこう思
うんです。

私がなぜこんな申し上げるかというと、問
題はまずいろいろの問題があるけれども、今後け
つまついていくのはこの入り口に関してだと私は
思うから。私が均等法を国会で審議させてい
ただいたその入り口はこうでなかったから、私は
これでおさまつているわけですね。そうでなけれ
ば、私はそれこそ灰皿を投げてネクタイを締め
上げて絶対に粉砕しただろうと、そう思うんで
す。それくらい的心情なんです、当事者は。ど
うぞ御理解いただきたい、このことを大臣にお願
いいたします。

○政府委員(熊代昭彦君) 私の新聞紙上に出まし
た座談会等の御指摘がございましたが、地対協意
見具申、昨年の十二月十一日に出された部分
におきまして、新たな差別の要因と新しい差
別意識を生み出す要因ということで、民間運動団
体のあり方について厳しい批判が出されてお
ります。そういうことも踏まえまして、新たな差別
をつくり出さないというためには、確かに、避け
た方がいい、怖いという意識を持つてはいけ
ない、そういう勇気を持つ必要があるということ
を申し上げたわけですが、その前提として、避
けるとか怖いかという意識を生じさせるような
行動はこれは改める必要があるということが地対
協の意見具申の精神でございまして、それが根幹
をなしているところではございまして、先ほどから大
臣の御説明申し上げたところでございまして、今ま
では三団体そろい踏みでということですが、三団
体そろって建設的な意見をできる状況にないとい
うことを判断し……

○久保田真苗君 済みません、熊代さん、ちょ
と時間があるものですから。

○委員長(岩本政光君) 簡単にお願いします。
○政府委員(熊代昭彦君) はい、わかりました。
しかし、かなり私のことについていろいろ御指摘

で、その法人というものはむしろ、差別はいけ
ないよ、国民がみんなもつとつとこれを認識し
て、みんなの力でこれをなくそうという、一つの
国民運動として展開していきたいという意味にお
ける一つの機関である。したがって、私は人権擁
護委員会の設立の趣旨とこの設立の趣旨はかなり
大きく違うのではないか。そのために、これに対
して国もまた費用を投じるわけでございますか。

以上、答弁になったかどうか分かりませんが、
私の経験からして申し上げた次第でございます。

○久保田真苗君 法務省いらしてはいますか。

法務省がこの同和に関連してやっていますし、さ
る事業をおっしゃってくださいます。

○説明員(落合昭之君) 法務省の人権擁護機関
は、先ほど先生おっしゃいました人権擁護委員と
出先の法務局において取り扱っておるわけござ
いいますが、活動の内容を大別しますと、一つは自
由人権思想の普及、高揚という立場から部落差別
はいけませんよという啓発を行っております。ま
た、人権相談等を通じて、部落差別意識に基
づく人権侵害事件の掘り起こし、あるいはそれ
に対する啓発等を行っております。また、三番目
には、人権侵害の疑いのある差別事象につきま
して調査処理等を行っております。大別すれば、
大体そういうことでございます。

○久保田真苗君 長官、これ公益法人、国民運動
なんです。そういたしますと、同和の関係者
はどういうことにお考えになるんですか。それは
仮に公益法人ができて、これがそうですね、企
業と地方公共団体という名前が出て、それが会
員になって会費を払ったり、特別会員になってま
ったた寄附をしたり、それに総務庁がまた補助や
委託費を出していらつしやる。そういう形によ
うに書かれてあるんですね。これは、そうすると、
国民運動なんだから、同和関係者や民間運動が
これに何かの出資をしてどんどん加わってくる
というところは、極めて望ましいとお考えになつて
いらつしやるんですか。

○政府委員(熊代昭彦君) 公益法人をいかなる形
で設立されるかというところは、私もいろいろア
イデアを出しまして積極的にその方向で努力した
というふうなところでございまして、私も、特に
情報流通といいますが、例えば法務省さんでやっ
ておられます仕事につきましても情報流通をい
うようなことでございまして、情報面で特に力
を発揮する法人ということでございまして。

御指摘の、民間各運動団体が参加してもいいで
はないかということでございまして。そういうお考
えもございまして、地対協のときにも申し上げ
たところでございますが、なかなか難しい問題が
ございまして、非常に先鋭的な対立もある。そう
いうような状況の中でどのように考えるかとい
うことでございまして、基本的には中立的な立場
で、しかも民間運動団体の御意見は十分聞くとい
うようなことがよろしいんではないかと我々は考
えておるところでございますが、いずれにいたし
ましても、今後決められていくと思っております。

○久保田真苗君 大臣、そうしますと、この公益
法人が仮に設立された場合、同和運動の団体、こ
ういう方たちが出資してどんどん入るというこ
とが極めて望ましいとお考えいらつしやるんですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどからも数回に
わたって御答弁申し上げておりますように、過去
の経験に照らし、この八年間というものはそうい
った団体の方はお入りになっていない。その
いきさつについては若干今政府委員が触れたとお
りでございますが、そういうことで、今後もしこ
らあたりを踏まえながら、やはり中立という立場
から委員を選任するのが一番よろうということ
で、その方針を基本として人選をしてまいりたい
と思っております。

○久保田真苗君 まあこれはますます醜聞、スキ
ヤンダルになるんじゃないか。地対協を政
策決定にも入れない、国民運動にも入れない、当
事者を全く入れない、こんなナンセンスがあるん
でしようか、大臣。これはちょっとお考えおきを

いたしたいんです、本当に。
○国務大臣(山下徳夫君) ちょっと私答弁を間違
えました。チャンポンいたしましたして、地対協の方
と間違えました。趣旨としては私は同じだと思
いますが、やはり中立的な立場の方に出入り
いただきという趣旨には変わりございません。
○久保田真苗君 大臣、本当にこうお思いになり
ませんか。今、同和関係の団体の方が非常にこの
公益法人の設立に反対していらつしやる。反対な
さるのも全くむべなるかなと私今つくづくそれを
感じております。この差別問題に関連して、そのあ
る実態を認めながら、その解決のための政策決
定にも入れない、国民運動にも入れない、当事者
は全く切り離して、それ以外の人たちでやられる
ことにどうして承服できるんでしょうか。

大臣、これは本当にちょっと政治家としてひと
つも一度、恐縮ですが、頭を冷やして考
えていただければ幸いです。よろしくお願
いします。

○国務大臣(山下徳夫君) 関係者の御意見を全く
聞かないというわけではなくて、ただ私は委員の
人選の方針について申し上げていたのでございま
して、関係者の皆さん方の御意見を十分聞く場が
なきやならぬ、これはもう初めから繰り返して私
が申し上げておるところでございます。

○久保田真苗君 だれが聞いても非常にわかりに
くい異常な団体や協議会をおつくりになってこう
いうことを強行なさると摩擦もすごし、部落問
題の解消に向かってもマイナスをまた稼ぐんじや
ないか、私はそのことを非常に危惧するんです。
ひとつどうぞよろしくお考えください。

次に事業の方に移ります。時間の関係でただ例
としてだけ取り上げてまいりたいと思っております。
その一つは雇用の問題なんです。私、この一般
施策への移行を原則としてお進めになってい
るというトーンは感じられるわけなんですけれども、
私がここで一つ例として非常にこれで大丈夫なん
だらうかと思うことがあるんです。それは労働省
関係の事業なんです。特に二つの事業、これが一

般施策で対処するという言葉になってい
る。実際問題として廃止なんです、これは完全
な。それで対処できるのかどうかということなん
です。

その一つは、特定求職者雇用開発助成金支給事
業といまして、事業主へ三分の一の賃金補助を
するんです。これは高年齢者や身障者と母子家
庭そして同和がこれの対象になっていて、個人
のところ、同和を切り落としたんでいいんです。
給付だからということなんです。それと一般
対策でということなんです。しかし、この場合
の同和の方は、全く他の理由ではなくて、若い方
でも男性であっても同和であるために就職がで
きない、そのために与えられていた補助金だった
と思うんです。なぜこれで大丈夫なのか。

もう一つは、地域改善対策対象地域雇用促進給
付金支給事業と大変長いんですけれども、もう時
間の関係で私言っちゃいますけれども、昭和六十
一年に一億五千万円の助成金が出ていたんです。
で、昭和六十年の実績で言いますと一億六千万
円の実績で、この給付金が事業主に對して賃金補助
の形で渡っているんです。ところが、今回これ
を個別給付だというので一般施策で対応という
んです。しかし、私は非常に対処がでにくいと思
うんです。なぜならば、これが移行する一般施策
というのは、ただいま国会で審議中の特定不況地
域等へ對する雇用開発促進法に基づく給付と一緒
になるということになったんですね。特定不況地
域も地域、同和地域も地域、その地域がばっちり
と重なってこれの対象になるという可能性は、私
は極めて少ないと思っております。しかも、その箇所
づけが百十カ所でございます。同和对策の地域
は四千六百でございます。そうすると、事実上こ
れは打ち切ったんだ、こういうことだと思つて
います。

私が特にこの問題を取り上げますのは、部落解
放について最も大事なポイントはずきちんとした職
業、雇用があるということだと思っております。そ
して、その雇用で生きがいを持って働くことによ

つてその人の地位が上がり、その人の生活環境がよくなるという、その最もキポイントになるのがこの就職の問題だと思ふんです。それを今度は打ち落とした。この理由をまず労働者に伺います。

○説明員(竹村義君) お答え申し上げます。

ただいま先生がお話しになりました同和問題解決の中における雇用の位置づけということについては、私どもも同感でございます。しかしながら、今具体的に二つの事業をお挙げになりましたけれども、これは私どももいたしましては個人的給付事業は原則として廃止するということが、そしてできるだけ一般対策で対処する、そのほかいろいろの見直し基準というものを当てはめまして検討した結果、第一番目の特定求職者雇用開発助成金につきましては、一般対策で対処という考え方でございます。

確かに、先生先ほど具体的に個別の例をお挙げになりましたように、身体障害者とか母子家庭の母等につきましては年齢制限がございせん。しかしながら、これは主として五十五歳以上の者に対応する制度でございまして、一応同和関係住民の皆様方の就業上の問題点という点を見ますと、その一つの中に特に中高年齢層に不安定就業者が多いという事実がございまして。そういうことから見ますと、五十五歳以上は一定の要件を満たせば対応できるということ、四十五歳以上の方々につきましても、例えば特定不況地域の関係者であるとか、その要件を満たせばこれも対象になります。したがって、私どももいたしましては、この特定求職者雇用開発助成金につきましては、同和関係住民であるということとを条件にしないで、他のいろいろな区分といいますが、先ほど具体的に申し上げましたようなそれぞれの一般対策で盛っている区分に該当する方々につきまして対応していくということと十分対応できるということ、今回かような処置をとったわけでございます。

それから、もう一つの地域改善対策対象地域雇

用促進給付金の支給事業でございます。確かに実績も先ほど先生が御指摘になりましたようなものがございましてけれども、今回私どもが御審議願っております地域雇用開発等促進法案、この中に地域の概念が入ります。しかしながら、四千六百三地区とこの法律で指定される地域というものが、これがイコールでは決してございせん。あくまでも片一方は、雇用失業情勢というものを一定の審議会等で決められました指定基準というものの照らして指定するということが現在作業中でございますので、どの地域がどうかというところはわかりませんけれども、翻ってこの同和地区の特徴といえますのは、まず農山村地区に少数地点が多いということもございまして……

○久保田真苗君 簡単に申し上げます。

○説明員(竹村義君) では、簡単に申し上げます。

私どももいたしましては、不安定就労者が多数滞留している地域につきましてはかなり指定が重なる場合もあり得るし、そういう場合はできるだけこの制度も活用しながら、地区の皆様方の雇用の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○久保田真苗君 大臣、お聞きになって大体問題がわかりましたかと思ふんです。細かいこと

ですから私は大臣のお答えは必ずしもいたたかないうで結構なんですけれども、ともかくそれは一致する場合もあるんじゃないかという感じがしないんですよ、この雇用の問題は。今まさに不況で、不況地域も大変だけれども全体に大変なんです、あつちこっちで失業者が出て。その中で、同和の人たちがどんなに困っているかということは想像にかたくなと思うんです。でございまして、一致するところも出てくるだろうと困るんです。これは必要な人にはこの給付は差し上げていただきます。個人給付はやめるとおっしゃるけれども、労働省系統の雇用に関する給付というのはほとんどすべて個人にリンクされた、つまり賃金にリンクさ

れたものを実績によって事業主に与えるという形なんです。ですから、一般のルールで個人的給付は廃止するというそのフルドローの下で、もうこういう本当に最も切実な者がひき殺されていくということがございまして、ひとつどうぞよろしく願います。私はこれに関する予算にはとても賛成できないです。

次に、厚生省に伺いたいんです。

厚生省の方はたくさん項目があるんですが、ただ一点、例えば簡易水道、それから地域のし尿処理施設、児童館、母子健康センター、いずれも程度の差はあれ非常に地域性の高い施設なんです。これが一般施策への移行なんです。一般施策への移行ですから、これは全部カバーができる、ニードは全部カバーができるというふうに一応私は解釈するんです。そして、同和地域からその要請があつたときにどういうふうに対応されるおつもりか、聞かせていただきたいんです。

○説明員(矢野朝水君) 私どもはいろんな事業をやっておるわけでございますけれども、今回地対協の方から見直し基準が示された、そういうことは尊重したわけでございます。それからまた、残事業の調査等もやまして、それからまた一般対策へ移行した場合の影響、こういふものもいろいろ検討いたしまして、今申し上げたような、先生の御質問のあつたような事業につきましては一般対策の中でやるんだと、こういう方針をとったわけでございます。それで、これからこういふ施設整備というの是一般対策の中でやるわけでございます。また、地区の実情をよくお聞きいたしまして、一般対策の中で優先的に採択するとか、いろいろ工夫をいたしまして、必要な施設整備は今後ともきちっとやっていきたい、こう思っております。

○久保田真苗君 十分対応ができる、一般施策の中で優先的に対応する、それでよろしいわけですね。

○説明員(矢野朝水君) そういう場合も十分あり得るということでございます。

○久保田真苗君 大臣、こういう生活関連です、非常に大事で、女性も非常に困るものですか、こういうのがもう今度これで一般施策へいっちゃったからなかなか番が回ってこないんだんというところにならないように、ひとつ各省庁を奮励をお願いしたいんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 過去十八年、いろんな施策が講じられてまいりまして、答申にもございまして、一般地域との差が非常に接近してきた、少なくともってきたということでございますから、そこあたりを踏まえながら、地対協の答申の中でもさらに残事業としてなすべきものというふうに限定をして、最終法として進めてまいりたいということでございます。

○久保田真苗君 今おっしゃったことは法律に書いてあることですから、お繰り返しにならなくてもわかることなんですけれども、ただ私は総合調整のお立場からしてそういう一般施策へいっちゃったから今度番が回ってこないんだと、何しろこの法律は円滑かつ迅速にこの事業をやるんだというふうになっているんですから、ぜひひびきと優先的に進められるようにひとつお願いいたします。

それから、最後になりましたが、外務省、人種差別撤廃条約の批准なんです。これはもう私どもがつとに一日も早くお願ひしてきたことなんです。以前、前外務大臣の安倍外務大臣の御答弁はかなり積極的にコミットをいらつしやるんですよ。それはどういふふうに行っているのかと、例えば「人種差別撤廃条約については調印をして、締結をして、批准をしなければならぬ」という我が国の態度は、これは一貫をしてきておるわけでありまして、今いろいろ検討をやっているから「各省の調整等も速やかにお願ひをして、これはできるだけ早く調印をして、締結をして、そして批准に持っていきたい、こういう熱意には変わりありません」と、こういうふうな言っているらつしやるんです。ところが、どうも最近、どういふわけですか、こういう姿勢が

少し後退したんじゃないかと思われる節があるんですけども、外務省どうなんでしょう、こういう安倍外務大臣が百四国会において答弁された、そういう条約に対する政府の態度が変わったということはあるんでしょうか。

○説明員（林貞行君） お答え申し上げます。

先生御指摘の人類差別撤廃条約につきましては、これまでたびたび申し上げてきておりますとおり、その趣旨にもかんがみ、できるだけ早期に締結すべく引き続き検討作業を行っているということでごさいます。かかる政府の方針に何ら変更はございません。

○久保田眞苗君　その検討がすごく長いんですよ、もう。それで、民間の方ではいろいろな本がいつばいでできちゃったくらいなんですけれども、もしその基本方針に、態度に何も変わりがないんなら、一体その政府のやっていらつしやる検討はどこまで進んだか、そして国会提出の見通し、いつになるのか、それをお聞かせください。

○説明員(林貞行君) 私どもは検討を続けておるわけですが、この検討に当たって最大のの問題になっておりますのが本条約の四条でございます。この四条は「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」、人種差別の扇動及び人種差別団体または活動への参加等を犯罪として法律によって処罰することを、締約国に対して義務づけておるわけでございます。他方、我が国の憲法は十九条における思想の自由、二十一条における集会、結社及び表現の自由等を基本的人権としてこういうものを保障しております、締約国に課される最初申し上げましたような義務を我が国の憲法上の要請とどういふふうに調整していくかというのは極めて難しい問題でございます、この点に時間がかかっている次第でございます。

私どもとして早期に批准に向けて作業をするという方針には、先ほど申し上げたとおり、何ら変更はございませんが、以上のような難しい問題がございますために、いつ国会の方にお願ひするということとは、現段階では残念ながら申し上げられ

ない次第でございます。

○久保田真苗君　これも大臣にお聞きになってお
いていただきたいんです。実はそういう御答弁が
ここ何年来と続いています。そして、私は日本政
府が一九七九年に批准した人権規約、その市民
的政治的権利に関する規約の方ですね、それに十
九条というのがありまして、これは表現の自由と
いうあれがついているんですが、ここにこういっ

ことがあるんです。「すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する」という項なんでしょうけれども、その三項にこういった「権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う」とあるんですね。「したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。」と、

「〔a〕他の者の権利又は信用の尊重」、この部落差別に關して起こっているものもろの差別事件ですね、地名総鑑で人の就職をぶち壊す、同じようなことで探偵社を扱って人の結婚をぶち壊す、そして同和地域の前で大量のビラをまいてその人たちの信用を失墜せしめると、そういった行動はこれ

にますひつかかってくると思うんです。そして次にもう一つ、「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」この範圍にしかできないと、こういうふうになっているんですね、表現の自由の制限。

ところが、この公の秩序というのは、私どもが女子差別の場合にうんと使った。今まで裁判はこ

れでやられてゐる。公の秩序というのは、憲法十
 四条、すべての国民が法のもとに平等であるとい
 うのが、あれが日本の公の秩序の一つの大きい
 柱なんです。ですから、この公の秩序に反するよ
 うな表現それから他の人の権利そのものを、法益
 そのものをぶち壊していくようなそういった表
 現、信用を失墜せしめるような表現、こういった
 ものについて一定の制限、その被害の程度に応じ
 た制限——あるいはそういうことはそれこそもう

長官が総合調整のお立場からいろいろお考えになられることだし、条約の締結は一義的には外務省でございましょうけれども、国内法の調整等につきましてはまさに総務長官がこれは御責任なんでしょう。ですから、なぜ日本はこの人権規約を受け入れていながらいまだにそちらの方についてはぐずぐずと言っているの、そこ、そこを究明していただきたい。

ついでに申し上げますけれども、この人種差別条約は西欧の国の自由主義國のほとんどが批准しています。そしてその國々のあるものは四条等を、そういうところを留保しあるいは解釈宣言によっている場合もあるんですね。そういうことをしてでも、それはもちろんにこしたことはないんですね。でもそれだけの措置が早急にできないのであれば、それでも私はこの条約を批准する

ということが国の立場からできる最大の啓発だと思ふんです。これにまさる啓発はないんですよ。お説教ではだめなんです。ですから、どうぞ長官にひとつこういう問題もあわせて外務省とともに検討しましょうという御姿勢をお示しいただきたいんです。どうぞお願いいたします。御答弁くださいたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) おっしゃるとおり、公の秩序、すなわちこれ公正公平と申しましようか、平等と申しましようか、その裏返しがいわゆる差別でございます。この場合、外務省が中心になつて作業を進めておられますので、私も深くはまだ承知いたしておりませんが、この差別、いわゆるこの場合人種差別ですか、この人種差別とい

うカタゴリーの中に一体どういう問題が含まれているかということを鋭意作業なすつて詰めておられると思います。

あと一点は、この批准すべき中の処罰の義務、これと国内法における基本的人権、このかわり合い、私はこの二点が大きな今作業の焦点になっておるのではないかと思つております。したがひまして、私の方は一つのまとめる立場にありますので、外務省とよく連絡をとりながら、なるべく

早い機会に批准ができるように今後とも努めてま

いりたいと思います。

○峯山昭範君 総務庁長官、御苦勞までござい
ます。

私は総務庁というのは非常に大事なお役所だと思つてゐるんです。私も議員に当選させていただいて以来ずっと内閣委員会なんですよ。昭和四十四年三月以来ですから、もう十八年。しかも、総務府庁長官というのは前は行政管理局庁長官とか総理府総務長官とかいう役目だったわけですから、行政管理局長官とかいうのは大体時の副総理とか、過去の歴代の大臣を見ましたも、大変立派な方が担当の大御殿でございました。また、大臣の前の玉置長官もそれなりに相当張り切つて総務府庁長官として頑張つておられたと思う。そういうような観点からいさまして、山下長官も相当張り切つておられると

私は思うんですけれども、もう既に先ほどごあいさつが少しあったところでございますが、やっぱり総務庁長官として、特に基本的な人権を守るといふような意味の非常に大事な役所でもあるわけですね。そういうような観点から、大臣の所信ですね、これからの決意。この法案と関係なしで結構です。いわゆる、あらゆる所管事項等を踏まえますして、行政改革の問題もありますし、あるいはいろいろな問題があるわけですね。そういうような観点から、やっぱりそれなりに総務庁長官に就任をされて決意を新たにしていращやることだろうと思うんですが、そういうふうな意味で、大臣の決意なり何なりを初めにお伺いをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山下徳夫君) おっしゃるとおり、私も總務庁に参りまして大變に大切な仕事だと思つております。おっしゃるとおり、従来は副総理格の大變偉い方がおやりになった。私も参りましてわかるのでございますけれども、行政管理局の仕事一つ取り上げてみましても、なるたけむだ遣いのないように、国民の税金が合理的に使われるように、場合によつては人員の削減とか機構の縮小もやらなければなりません。したがつて、そう

いう場合、各省大臣にこれをやるんだとびしつ
と云うためには、もう一つ高い次元から言ひの
一番効き目もあるかとも思いますが。そういう意
味におきまして、従来は大変立派な方がおやり
になつてゐた。そういう点におきましては、不肖私
はまだそういう立場ではございませんが、それ
にかわるには誠心誠意私の仕事に邁進してまい
りたいと思つております。先生は十八年おやり
になつてゐる。私はまだ二カ月でございます。な
かなか先生の意に沿ふような点はまだまだ十分修
得いたしてございせんけれども、繰り返し申し上げ
ますように、これから与えられた仕事にひとつ誠
意を持つてぶつかつてまいりたいと思つておりま
す。

○峯山昭範君 総合調整能力という問題からい
ますと、大臣の決断力というのは非常に大事にな
つてくると私は思ふんですね。そういうような意
味で、大臣の人物は私も運輸大臣当時からよく知
つてはゐるんです。したがひまして、非常に大事
な問題でございまして、ぜひしっかりと取り組ん
でいただきたいと思います。大臣が先ほどお話
あつたから私言ふんですけれども、行政改革の中
で、例えば人員の削減の問題一つにいたしまして
も、やはり行政管理局、従来から言へばね、今で
言へば総務庁が一番いわゆる人員削減の先頭に立
つておられるわけですよ、実際問題としては、非常
に大変な中で苦勞しておられるのを私はよく知
つております。それだけに、大臣としてもいん
面でしつかりやつていただかなきゃいけないん
じゃないかなと私は思つております。

そこで、今回のこの法案でございしますが、い
れにしましていろいろな問題がたふさんありま
す。社会党さんを含めまして、私たち四党でこの
同和对策の基本法も原案はもうできがっている
わけですが、実際は、そういうこともありますの
ですが、この問題、随分いろいろな角度から私たち
もきょうは質問させていただこうと思つておりま
したが、先ほどから社会党さんのお二人の質問を聞
いておりましたら、私がやりたいと思つておるや

つを全部こつ片つ端から順番にやつてこられま
したので、本当に弱つたなと思つてゐるわけであ
ります。しかし、そういうことも踏まえまして質
問をしてみたいと思ひます。

同和对策の解消につきましましては、日本国憲法第
十三条及び十四条の意義やあるいは昭和四十年の
あのと対策審議会の答申、その精神を踏まえま
して、もろもろの対策が講じられてきたわけであ
りますが、差別的実態を改善するとともに、一般
の福祉や教育、さらには人権の水準を引き上げる
ための諸施策を講じ、今後とも広く国民の理解と
協力を得るための基本的方策が、ぜひとも必要で
あると私も考へております。そのためには、部
落解放基本法の制定を含めて、今後の同和行政を
推進していく基盤を検討していくことが不可欠で
あると考へてゐるわけでありまして、そういう観点
から、きょうは二、三質問をさせていただきたい
と思つております。

今回の提案理由の中にも「最終の特別法とし
て」とありますが、この最後の特別法とした政
府の認識と同和对策の解消に向けての総務庁長官
の決意を初めにお伺いしておきたいと思ひます。
○国務大臣(山下徳夫君) 同対策の答申を得まし
て、既に二十年を経過いたしました。この間、同
和对策事業特別措置法及び地域改善対策特別措置
法に基づく対策の推進等により、生活環境を初め
同和地区の実態はその当時と比べまして大幅に改
善されてゐるところでございます。昨年の十二
月の地対協の意見具申においても述べられており
ますとおり、同和地区と一般地域との格差は平均
的に見ればもう相当程度是正されてゐるという状
態になつております。

その事例といたしまして、例えば居住水準が全
国的な水準とほぼ同様の水準にまで改善されて
いるということ、あるいは高校進学率が飛躍的に向
上したといふ点などが挙げられると思ひま
す。さらに、内外における人権尊重の風潮の高ま
り、各種の啓発施策等の実施、実態面の劣悪さの
改善、このような面から心理的差別についてもそ

の解消が進みつつある、このように理解をいたし
ております。

また他方、今後に残される課題といたしまして
は、さきの意見具申の指摘にもございましてよう
に、物的事業について一部に事業の取り組みがお
くれている地域が見られるのでございまして、昭
和六十二年以降に持ち越される事業量があるこ
と、心理的差別の解消がまだなお十分な状況に
ないことが挙げられております。これらの問題を
解決していくためには、新法案に基づいて現行の
対象地域について引き続き所要の事業を実施する
とともに、粘り強く啓発活動を推進していくこと
が必要であると、私自身このように認識いたして
おる次第でございまして。

○峯山昭範君 それでは、先ほど御答弁ござ
いしましたが、今回提出された法案ですね、この法案
の経緯、どういふふうな経緯を経て立法化される
ことになったのかということ、そして今回の法
案の性格及び今後地域改善対策に關して最終の立
法措置と、先ほどもちよつと申し上げましたが、
こういうふうな述べておられるわけでございます
が、そういうふうな点を踏まえまして、概要につ
いて御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 今後の地域改善対策の
あり方につきましては、地対協を中心に検討が進
められておりました。昨年十二月に政府に対しま
して意見具申がなされましたことは、御承知のと
おりでございます。

この意見具申では、地域改善対策の現状認識を
踏まえながら、現行地域改善対策事業について基
本的な見直しを行ふべきこと、地域改善行政の適
正化を推進すべきこと、また今後とも所要の事業
を円滑に実施するためには特別の立法措置が必要
であること等が指摘されたところでございまして。

政府といたしましては、本意見具申を踏まえ、
今後の地域改善対策に關する大綱を昨年末に取り
まとめたところでございまして、この大綱及び意
見具申を踏まえて現行事業の見直しを行い、昭和
六十二年予算の編成を行うとともに、本法案を

作成し国会に提出をいたした次第でございまして。
本法案は、同和地区の実態の改善等を踏まえ、
国民に対する行政施策の公平な適用という原則等
にかんがみ、現行の地域改善対策の一般対策への
円滑な移行を行うための最終の特別法として提案
されてゐるものでございまして、現行の対象地域
について引き続き実施することが特に必要と認め
られる事業について、その円滑かつ迅速な実施を
図るため、国の財政上の特別措置を講ずることと
いたしてゐるところでございまして。

○峯山昭範君 そこで、まず法案のしよつばな
の、従来の地域改善対策特別措置法には、先ほど
も小野さんが質問しておられました、第一条で
目的規定がきつちつとしておりまして、「すべて
国民の基本的人権の享有を保障する日本国憲法の
理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環
境等の安定向上が阻害されてゐる地域について生
活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の
充実」等々、きつちつと入つてゐたわけでありま
すが、今回はこの目的規定というのが削除されま
して、第一条から趣旨規定になつてゐるわけであ
ります。この点については、これは先ほどその精
神はそこにとりなだたというふうな意味の答弁が
ありましたが、これはやはりきつちつというふうな目
的規定を置かなくともよろしいんでしょいかね。
そういう点についてはそういう先例もやつぱりき
ちつとあるんでしょいかね。これはどうですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 新法案の事業というも
のが、現行法の事業と同じように、憲法の理念を
踏まえて実施されるということ、これはもう当
然のことでございます。しかし、今回の立法の趣
旨は、先ほど御答弁申し上げましたように、一
般対策への移行を進めるための最終法であるとい
うことでございまして、そのために必要な措置を
定めるといふことでございまして、必然的に財
政的な措置が中心となつてくるわけございしま
して、そういう意味からいいますと、これは財特法と
言うべきでございまして。したがつて、他の類
似の財特法と同様に、目的規定ではなくて趣旨規

定という考え方でこの法律の作成を進めてまいったわけでございまして、それを御提案申し上げた次第でございます。

なお、啓発事業等の非物的事業につきまして、今後実施することが特に必要と認められる事業につきましては、地域改善対策特定事業としたしまして政令で規定する予定になっておりますので、従来と同様に法に基づく事業とされるものであるという点を御答弁申し上げておきたいと思っております。

○釜山昭範君 わかりました。それはいづれにしても残事業ということで、そういうことならそれはそれでいいのかもしれませんが、いづれにしても、精神的にはこの規定を踏まえて残事業を遂行する、こういうことでよろしゅうございませぬ。

そこで、今回私もいろいろと資料も随分読ませていただいたわけでございまして、地対協の意見具申を踏まえまして事業の見直しを行いまして、そうして昭和六十二年度予算を決定したわけであります。

そこで、その見直しに当たって、政府として具体的にはどういふ方針で臨んだのかというのが一点と、それからもう一つは、こういうふうな地域改善対策事業の見直しを行った結果、地対事業の具体的内容については、先ほども大臣からも御答弁ございましたように、新法に基づく政令案に盛り込まれることになったわけであります。が、そういうような政令案とそれから昭和六十二年度の予算案、これはまだ成立してないわけでありまして、そういうふうな予算案との関連はどういうふうになっているのか、そういう点もあわせてお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(熊代昭彦君) 現行の地域改善対策事業の見直しでございますけれども、昨年十二月の地対協意見具申におきまして、「これまでの対策の成果として、同和地区の実態が改善され、一般地域との格差が相当程度是正されてきたこと等にかんがみ、基本的な見直しを行い、真に必要な事

業に限定して、特別対策を実施すべきである」との御提言をいただいたところでございまして。

また、見直しの基準とすべき考え方につきましても具体的に、可能な限り一般対策へ移行することとを基本とすること、既に事業目的を達成している事業などは廃止すること、過度に優遇している事業については廃止または是正措置を講ずること、個人給付の事業については原則として廃止し、自立に役立つものに限定すること、物的事業のうち具体的な計画が明らかでないものは一般対策へ移行すること、人的事業についても一般対策への移行を検討することなどが示されたところでございまして。

政府といたしましては、このような地対協の御指摘を踏まえまして、昨年の十二月二十七日に「今後の地域改善対策に関する大綱」を定めたところでございまして、同大綱に従いまして、現行事業の見直しを行ったところでございまして、その結果として、今後とも継続すべき事業は三十四、事業内容を修正した上で実施すべき事業は二十、廃止あるいは一般対策へ移行すべき事業は二十八としたところでございまして。

昭和六十二年度予算案の編成は、この地対協意見具申及び大綱に即して行ったところでございまして、新法案に基づく地域改善対策特定事業としましては、この昭和六十二年度予算案に盛り込まれた継続実施または修正継続の五十四事業を政令で規定することとしているものでございまして。

○釜山昭範君 今のその見直し作業というのは、どこでどういう人たちがやられたんですか。

○政府委員(熊代昭彦君) 意見具申を受けまして大綱を定めましては総務庁でございまして、関係各省庁の合意を得て大綱を定めたところでございまして。

それから、その大綱に基づきまして政令にいかなる項目を盛り込むか、それがまた予算に反映されるわけでございましてけれども、それは総務庁を中心に行いましたし各省さんと相談して見直しをしたところでございまして。

○釜山昭範君 それでは、各省から全部説明をいただきたいのでありますが、時間の関係もありまして、厚生省と農水省、通産省、労働省、建設省、とりあえずこの五省ですね、この見直し作業の経過とかいわれる対処の方針とか、あるいは廃止に至る経過とか、そういうようなものを具体的に御説明いただきたいと思っております。

まず厚生省からですね。現行事業の本数は二十三本、継続して実施するものが九本、それから修正が一本で廃止が十三本というようになっておりますね。この中身、それと基本的な考え方、そして廃止した場合のいかなる問題点、そういう点を御説明いただきたいと思っております。

○説明員(矢野朝水君) 厚生省では、ただいまお話にありましたように、二十三の事業を実施してきたわけでございまして、これを今回地対協の意見具申を踏まえまして見直しをしたということでございましてけれども、私どもはその地対協の意見具申を尊重すると。これは政府の一員として当然のことでございますけれども、もう一つは、厚生省関係の事業がどのくらい残っておるかということとで、そういう調査もやったわけでございまして。

それから、今回の意見具申は一般対策への移行ということを非常に強く指摘しておるわけでございまして、したがって、その一般対策へ移行した場合の問題があるかないかと、影響度合いというものも十分考慮に入れたわけでございまして。

その結果、先ほどございましたように、九事業についてはそのまま継続ということになったわけでございまして。それで、この継続になった事業といたしましては、やはり事業量が非常に多い、それから地区の環境改善に必要不可欠である、こういう事業、それからソフト事業で主として住民の福祉の向上あるいは啓発等に必要ソフト事業ということとで、そういうことで今後とも継続ということにいたしましたわけでございまして。

主なものとしては、地区道路、それから橋、それから下水排水路、こういう事業が非常に多いわけでございまして、物的事業の八五％ぐらいを占めております。それ以外に継続する事

業といたしましては、共同作業場、飲料水の配管施設、それから墓地移転、火葬場、納骨堂、隣保館の整備事業、こういったものは今後とも継続するというところでございまして、必要なものはちゃんとやる、こういうことで対応しております。

それから継続事業といたしましては、隣保館の運営事業、それから修正して実施する、こういうものとしたしましては、生活相談員の設置事業あるいは保育所の運営事業、こういったものがございまして。

それから一般対策へ移行しない廃止した事業について次に申し上げますと、一般対策へ移行する事業でございましてけれども、これは簡易水道施設、地域し尿処理施設、保育所の整備、児童館の整備・運営、母子健康センター、こういった物的事業は一般対策へ移行する。これらの一般対策の中で地域の実情をよくお聞きいたしまして優先的に対応するものは優先的に対応するということとで、必要な施設整備は今後とも図ってまいりたいと思っております。

それから一般対策へ移行したいいわゆる非物的なソフト事業といたしましては、妊婦の健康診査事業、巡回保健相談指導事業、こういったものがございまして。これは、現在保健所におきまして必要な健康診査とか健康相談等もやっておりますので、一般対策の中で十分やれる、こういうことで一般対策へ移行したわけでございまして。

それから廃止した事業でございましてけれども、これはトラホームの予防・治療事業というのがございまして。かつてこういった地区におきましてはトラホームというのが大変な深刻な病気だったわけでございましてけれども、地域の環境改善がされたあるいは衛生状態がよくなったということで、こういうトラホームの発生もなくなっております。そういうことで今回廃止したわけでございまして。

それからニーズが乏しい事業は廃止する、これも地対協の見直し基準の中にあるわけでございましてけれども、これに該当するものとしては、

共同浴場、屠畜場、共同井戸、ごみ焼却炉、街灯の整備事業、こういったものは廃止いたしました。ただ、これらの調査を昨年十一月やったわけですから、そのときに若干要望がございましたので、これは六十一年度事業で実は全部必要な事業は整備いたしました。したがって、六十二年以降はニーズが全くない、こういうことで廃止したわけでございます。

○釜山昭範君 それでは、これは各省やってもらうと時間がかかりますから、あともう一つ、建設省。

資料によりますと、全部で十六本のうち十本が継続で、一本が修正継続、五本が廃止ということになっております。

○説明員(羽生洋治君) お答え申し上げます。

建設省所管の事業につきましては、地域の環境整備を図るということで、私どもの所管事業について努力してきたわけでございます。今までに相当の成果を上げたのではないかと考えております。

今先生御質問の事業につきましては、私どもは、住宅地区改良事業とか住宅新築資金等貸付事業等の住宅、住環境の整備に関する事業、下水、公園、街路の都市計画事業等の事業を行っておりますが、こういった真に必要な事業につきましては、六十二年以降も引き続き実施をまいりたいというふうに考えております。

今御指摘のうちの修正一というものは住宅新築資金貸付事業でございますが、これにつきましては、金利の引き上げ等の修正を行った上で継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、建設省所管の地対事業のうち、廃止または一般対策へ移行する予定の事業につきましては、公営住宅建設事業、がけ地近接危険住宅移転事業、住宅敷地整備事業、分譲改良住宅共同施設整備事業、住宅地区改良事業等計画基礎調査事業がございまして、これが五つでございます。

公営住宅建設事業につきましては、一般対策に比べまして補助率では差がないわけでございますが、起債充当率を引き上げるといって事業の実施に努めてまいりたいわけでございます。これまでに相当の成果を上げたというふうなことで、可能な限り一般対策へ移行するという考え方に基きまして、これを一般対策に移行しようとするものでございます。それ以外の四つの事業につきましては、ニーズが乏しいということで実績も極めて少ないわけでございます。ニーズが乏しいということとそれからできる限り一般対策へ移行する、こういう二つの考え方に基きまして、一般対策への移行を予定しているところでございます。

○釜山昭範君 これは、室長ね、廃止の基準とか、どういうあれでやったんですかね。一般対策に移行してしまえば、今度は非常に難しくなってくる点が多いと思うんですね。そういう点考えますと、継続していくかあるいは廃止するかという基準というのは、やっぱり総務庁の担当のところからきちっとした指示なり何なりがないと、各省庁勝手にやったわけではないと私は思うんですけれども、そういう点だけちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(熊代昭彦君) 一般対策への移行ないしは廃止の基準でございますけれども、地対協意見具申でも考え方が示されておりますとおり、基本的に法の前の平等ということでございます。で、特別な対策というものは一定期間の後には一般対策へというふうなことが法の前の平等の精神でございます。

それで、可能な限り一般対策へ移行ということ、これが大原則でございます。そのときに事業の進捗状況あるいは都道府県、市町村の状況等を考えまして、基本的に同和問題の解決という観点から見ましてこれはぜひ残す必要があるというのを例外的に残すというふうなことで、基本は可能な限り一般対策へ移行するというところでございます。それから、既に事業目的を達成している

事業やニーズの乏しい事業はこれは廃止する、こういう二つの方針でございます。

○釜山昭範君 家外大まかな基準ですね。それは確かに住宅や道路、そういう面では過去十八年間のいろんなヘッドの面では大分整備もされてきたし、かなり改善もされてきた。それはそれなりに私よくわかるんですけど、しかし、廃止する面についての基準というのは家外緩やかな、どうでも解けるような感じのあれですね。

しかし、大臣、それはそうとして、ヘッドの面はそれで今度はある程度前進はしてきておりますけれども、先ほども話ございましたが、教育とか啓蒙とか人権擁護、そういうような面から考えますと、ソフトの面はまだまだ改善の余地があるんじゃないか、こういうふうに私も思っているわけでありまして。やっぱりソフトとハードとバランスのとれた地域改善策というものが非常に大事だと私は思うんですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 今御意見のとおりでございます。特に教育等につきましては、奨学金その他については引き続きこれを行うということにいたしておりますが、その他啓蒙事業につきましては、先ほど来社会党の先生方からも御質問ございましたように、今後新たに公益法人、まだ名前が未定でございますので公益法人と申し上げておきますが、公益法人をつくりまして国民一般にも呼びかけながら、その全きを期するためにひとつ今後とも継続して頑張ってまいりたいと思っております。

○釜山昭範君 その公益法人をつくるということにまた問題があるんじゃないの、これは。そこところは先ほど随分議論ございましたけれどもこれ以上触れませんが、いづれにしてもそこところは非常に大きな問題がある。

時間が余りなくなってきましたから急いで参りますが、最近特に迷惑している問題の一つに例ええ同和団体というのがあるんですね。これはもう非常に迷惑しているわけですが、い

ゆるこのええ同和団体の横行について政府はどの程度その実態を把握していらっしゃるのか、また、こういう問題の解決について具体的にどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか、これを一通聞いておきたいと思っております。

○政府委員(熊代昭彦君) いわゆるええ同和団体につきましては、任意に消長を繰り返しますものでございますのでなかなか把握の難しいところでございますが、法務省さんからのデータでございますけれども、違法不当な要求をしてきたええ同和団体ないしはええ同和行為をする団体は四百を超えるのではないかと考えております。

また、ええ同和行為の実態把握につきましては、昨年十月に法務省さんが全国の各事業所を対象にアンケート調査を実施したところでございますけれども、その中間報告によりますと、回答があった事業所三千四百七十一のうち二六・六%の事業所が昭和五十九年一月一日から現在まで、同和を名のる者から違法不当な要求を受けたことがあるとしております。それから業種別に見ますと、損害保険五五・二%、信用金庫・信用組合五二・九%、銀行五二・三%の業種分類が比率が高くなっております。地域別に見ますと、近畿三六・五%、九州三一・六%と、近畿、九州の比率が高くなっております。また、違法不当な要求の内容といたしましては、融資の申し込み、機関紙等の物品購入、示談金の要求等、こういうことが明らかにっております。

ええ同和行為の横行は、同和問題解決のために長年にわたって関係機関の積み上げてきた努力の成果を踏みにじるものでございます。で、同和問題に関する啓発活動の効果を一挙に覆すという性格のものでもありまして、同和問題の解決のためには断固排除しなければいけないというところで、先ほど来申し上げております「今後の地域改善対策に関する大綱」でも、適正化のための課題の一つとして取り上げているところでございます。また、具体的対策としましては、昨年九月に法

務省、総務庁、警察庁三省庁構成によりますえ、同和行為対策連絡会議が設置されております、今後同和問題に關係します各省庁にメンバーを拡大しまして、政府が一体となって対策に取り組む方向で調整が進められているところでございます。

なお、法務省独自の問題といたしましては、啓発活動の重要な柱としてこの問題に取り組んできたところでございますけれども、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○峯山昭範君 相当やっぱ総務庁としても力を入れてやらないと、これは解決しません。そんなにたくさんあるんですか。これはもう大変な問題でありますから、やっぱ相当力を入れて、大臣、これは特に今近畿と九州とおっしゃっていますね。今のパーセントでいきましたも両方で七割近くになりますね。これはやっぱその問題解決のためには相当力を入れていただきたい。この点はお願いをしておきたいと思うんです。

そこで、先ほどもちょっと議論ございましたが、新法施行後につくられるいわゆる地対協、これは国家行政組織法の第八条に基づいてできる協議会ですけれども、これはその役割とか構成とか、その点についてもう一回伺いしておきたいと思うんです。それから、地対協の問題、今回は政令でつくることになるわけですね。政令で設置する場合、いわゆる今までの法律に基づいてつくる場合との違いも含めて、お伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(熊代昭彦君) 現在の地対協は昭和六十二年三月末で廃止されることになりましたが、それに伴い新たな協議会を設置するために現在政令の制定作業を進めているところでございます。新協議会の所掌事務につきましては、現行の地対協と同様の内容とするを予定しているところでございます。

なお、新協議会は、現在の地対協と同様、国家行政組織法第八条に基づき政令により設置されるものでございます。また、協議会の組織及び運営

につきましても、これまでと同様、協議会令を制定するというところでございまして、私どもの理解では、政令で定められるもの、法律で定めるものに本質的な違いはないというふうに考えております。

○峯山昭範君 大臣、先ほどもいわれる地対協の委員の人の選の問題でいろいろ議論ございましたが、これは前の玉置総務庁長官がしゅちゅう言っておりまして、国家行政組織法第八条に基づく審議会等の人選については、フレッシュな、要するに今まであの人がなっていたからこの次もこの人がなるといふようなことじゃなしに、新しい時代を迎えて本当にそういう問題に堪能なフレッシュな人を選んだらどうか。そういうふうにする、あの人は言うてはったんです。大臣、どうですか。

○國務大臣(山下徳夫君) これも先ほどから再三御答弁申し上げておりますとおり、おっしゃるとおりフレッシュと申しますかそういう立場から、あわせてまた公正中立な立場から、人選を進めてまいりたいと思っております。

○峯山昭範君 これは大臣、それで私はいいと思うんです。公正中立であつていただきたいと思うし、野党の意見を聞けとか、あつち側の意見を聞けとか、いろいろ意見はありますよ。しかし、それは、意見を聞く方は何ぼ聞いたって僕はいいと思うんですよ。大臣、ぜひ聞いていただきたいと思うんですよ。どの人がよろしいでしょうかと、いろんな人からいろんな意見を聞くというのは、聞いてそのとおりにいかぬというわけでもないから、聞く方は何ぼ聞いたっていいわけです。だから、ぜひ聞く方は聞いてくださいよ、とにかく。

それで、大臣、これは私きょうはつきりさせておきたいことがあるんですよ。それは、要するに私的諮問機関というものは、随分内閣委員会でも議論をしましつたが、まず、大臣、年齢的には何ぼぐらいいいと思いませんか。○國務大臣(山下徳夫君) 突然の年齢の御質問で、実は私も幾つまでがいいというふうにはまだ

考えがまとまっております。フレッシュということは必ずしも私は年齢を問うているんじゃないと思います。新しい感覚を持った方々という意味において、年齢にとらわれず適正な人選を行ってまいりたいと思っております。

○峯山昭範君 玉置長官はおっしゃっていましたよ、当内閣委員会でもフレッシュといふことは、もう八十にもなつたらフレッシュといふことは違つて、こう言うておつた。いや、本当に言うてはつたです。八十とちやんとおっしゃっていますよ。局長に聞いてみないかい。そうでしょう。ですから、何ぼ何でも六十といつたら若過ぎるし、七十いうたら僕ら随分年がいつたら若過ぎるし、七十いっても、七十で線を引くとこれはまたいろいろ問題が出てくるかもしれないが、八十といつたらもう線を引いてもいいのと違うか。これは大臣、どうですか。

○國務大臣(山下徳夫君) 八十といふと人間平均寿命でございまして、ですから、必ずしもこれを老齢といふふうには私は受け取りにくいのでございますが、いづれにいたしましても、玉置前長官のおっしゃつた気持ちは私もよくわかります。

ただ、玉置長官も十分な合意を得られないままあつて逝去なさいまして、その直前に一たんこの問題は内閣において白紙に戻すといふことを言い残しておられるのでございまして、新たな立場から、もちろん玉置長官のお気持ちも十分私も意にとめて人選をいたしたつもりでございます。

○峯山昭範君 それでは行政管理局長、玉置さんがお亡くなりになる前に、私的諮問機関についてのこれからの考え方とか基準というふうなものを閣議でやりましたね。あれはどういうふうにおつしたのでしょうかね。

○政府委員(佐々木晴夫君) これはちょうど参議院の予算委員会でもって峯山先生からの御質問を受けまして、政府として、従来から懇談会と審議会との区分については注意をしておりましたわけでありまして、さらに注意をする必要があ

るということ、昨年、六十一年十月三十一日に閣議において総務庁長官がこの問題について発言されたわけでありまして、そのときの物の言い方を御紹介申し上げます。読み上げさせていただきます。

各省庁が当面する問題について、関係各界から有識者の参集を求めて懇談会等を開催することとは日常一般に行われているところであります。が、これら懇談会等行政運営上の会合については、従来から国家行政組織法第八条の機関である審議会等との区別を明確にするよう、総務庁としても各省庁に対し、留意を求めてきたところであります。

しかしながら、さきの参議院予算委員会審議においては、この間の区分が必ずしも明確でないものがあるのではないかと指摘もあり、政府としては、今後とも審議会等との区分を明確にしていくなことが必要であると考えられます。

もともと、審議会等は、これを構成する個々の委員の意思とは別の合議機関そのものの意思決定が行われ、これが答申等として公の權威をもって表明されるという性格のものであるのに対し、懇談会等は、これと異なり、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるべきものでありますので、これら懇談会等につきましては、その運用におきまして審議会等との区別が明確になされるよう、各位におかれても、十分御留意願いたいと存じます。

このようなことを閣議において申されたわけでございます。○峯山昭範君 そこで、国家行政組織法が改正になりましてから、大体政令でいわゆる懇談会とか研究会等が設置されるようになったわけですが、具体的に政令で設置した審議会、八条機関ですね、これは幾つ、どんなのがありますか。○政府委員(佐々木晴夫君) まあ率直に申し上げます、今直ちにその政令設置の数を持ち合わせてはいないわけでありまして、私の記憶で申し

ますと、いわば組織の何といいますが、スクラップ・アンド・ビルドといいますが、そういう形で例えばある審議会を廃止してある審議会をつくと、あるいは所掌事務を追加するというふうなものがございます。この地対協につきましても同様に、従来の審議会を廃止して今回新たに地対協をつくと、このような形をとっておるわけでありまして。そうしたものは従来から幾つか例はございます。ただし、全くの新しいものが新設されたという例は、例のスクラップ・アンド・ビルドの原則がありますので、これは今までのところない、このように思います。

○峯山昭範君 要するに、これは局長、私がこれ言いたいのは、政令で設置することについて、はもと問題が、行政組織法の改正のいきさつからいけば、衆議院で通過したやつが参議院で否決されたいきさつがあるんですけど、昔、政令で設置するのはいかぬという、法律でやったりするべきだというふうな修正されたいきさつがある。それがこの間の行政組織法の改正で、あえて政令でも設置できるということになった。ということは、こういう審議を経なく設置することができるようになったわけですから、大臣ね。ところが、今局長の答弁でも、従来からあった分については当然政令で設置することになるのかもしれないが、それ以外のところは新しく政令で設置したということは聞いたことがない。ないでしよう。ということは、逆に言えば、政令でできるようにしてもあえてまだいまだにいわゆる私的諮問機関をつくっておると、こういうことになるわけですよ、大臣、これね。去年の閣議の決定なんというのは全然もうくそ食らえですわ、本当にもう。

こんなことを言うたらいいじゃないか、本当に大臣これね、玉置長官がもう遺言みたいにして言いますって本当に言うてはったで、あの。ところが実際は、その後も中曽根総理の指示で言うんですから、もうほんまにこれ私けしからぬと思っておりますのは、——国土庁きよう来ています

か。ちよつと前の方に座ってください。

これね、大臣、いろいろあるんですけどはしょっていきますが、大臣も御存じのとおり、国土庁には国土審議会というのがあるんです。ところが、それがあつたにもかかわらず、今度はそれに私的懇談会というのをつくられたわけですね。これは要するに国土政策懇談会というのをつくりよつたんです。しかも、新聞報道によりますと、これは中曽根総理の指示でと書いてある。こういう問題については、もう二度とこういう間違ひは起こしません。しかも、その報告書なんというのはこれは立派なものでせよ。大臣、これ見てください。よ。これ報告書です。(資料を示す)役所はそれこそ屋上屋を重ねてこういうことをやっているわけです。

というのは、総務庁の言うことを聞かぬわけですよ、大臣。大臣も中曽根総理から任命されたのかもしれないけれども、言うべきところは守つてもらいたい。大臣のいわゆる副総理格と同じぐらいの権威があるかないか、あるいはこれからのいろいろな問題をきつと処理できるかどうかという一つの大きなこれ試金石に僕はなると思っています。しかも、これ、こういうふうな「概要」というのが堂々とまかり通つていくわけですよ。ことの三月六日にこの報告書が出ていくわけですよ。これはまた立派なものですよ。堂々と、これはもう国土審議会が出してもいいようなものをつくっているわけですよ。

つくろふなら、国土審議会があるんですから、そこでやりやいいじゃないか、そういうふうな理屈になるわけですよ。こういふ点を踏まえてやつぱりきつとやつていただきたいと、私は。これは大臣の働き場所ですな、言うたら。しつかりやつぱり総務庁長官としてそういう点もきつとやつていただきたいなということを踏まえてきようは申し上げているわけでございますから、いろいろ申し上げましたが、その点御答弁い

ただきたいと思ひます。

○説明員(眞板達夫君) ただいまの先生の御質問に若干誤解の点があるのではないかと、この点で、説明させていただきます。

まず、この国土政策懇談会が中曽根総理の指示により設立された、というふうな点でございしますが、これはそのような事実はございせん。昨年十二月十一日の衆議院の決算委員会におきまして、草川昭三先生の御質問に対しては、国土庁長官が、中曽根総理から私が、懇談会をつくれとか、そういう御指示を受けたことはございせん。今の国土政策懇談会も、全く私の意思によつてつくつた懇談会でございます、以上答弁申し上げます。

それからもう一つ、この国土政策懇談会の性格といたしましては、先ほど行政管理局長の方から御答弁申し上げましたように、これは全くの自由な意見を交換する会でございます、国土政策懇談会自体が合議機関として一つの意思を形成するというふうなことはございせん。先生のお手元にございます報告書の前書きのところでもそこはうたつてあるところございまして、意見の中には賛成もあれば反対もある、それを記録したものである、こういうふうな性格を持つものでございまして、これを受けまして、これだけに従ひまして四全総をつくらんとか、そういうふうな性格のものではございせん。

○峯山昭範君 これほもう時間があつたら相当やうたいですけれども、まず私は、中曽根総理の指示でというのは三月七日付の日本経済新聞に掲載されているわけ。日経が間違つておるわけや、これは。そうですか。——それじゃ、間違つてはるらしいです、これね。わかりました。それはあれです。

それから、あなたは、これが自由な懇談の意見で、合意のあれじゃないと、そうおっしゃつていますけれども、あなたは今までの議論の経過を知らないからそんなことを言うているわけ。行政管理局長から説明さしてもいいんですけれども、

時間がなから私が説明しますけれども、要するに民間の方々の率直な意見を聞き、互いに話し合つて、そして、それについての意見を参考と申しますか、材料にしていくということはやむを得ない、また必要な場合もあります。これが一つの行政機関としての意思決定をするということはいけません。その意見——これね、この報告書ですよ。だから、率直な意見を聞いて話し合つていろいろするのはいい。ただし、こういうふうなまててしまつとこれいかぬわけですよ。

何でかという、その報告書かどうか、これは中身の名称のいかんにかかわらず、実態が八条の機関に当たるものであればもちろん法律で設けなければならぬ。これは前の法律の場合です。要するに、問題はその実態にある。何人かの個人個人の意見を一々つ聞く、これは今の八条には抵触しない。しかし、一つの組織をつくつて——これから先聞い。これ林法制局長官の答弁です、当時の。一つの組織をつくつて、これ組織体だね、国土政策懇談会。一つの組織体として、この組織体でしよう。その組織体としての意見をそこで出させるといふことは、これは八条に該当する。組織体としての意見になつていんじやないですか。これ一つ一つ、例えば第一項はどの人の意見、例えば国土の政策の基本というのはだれだれの意見、三項目のこれはだれだれの意見、そういうふうな書いたのがあるんです。わざわざ、これ逃れるために、厚生省でつくつたのがあるんです。ところが、あなたの方のやつはそうなつてないじゃないですか。ちゃんと目次から「はじめに」からきつとした体裁になつていんじやないですか。そうでしょう。

そういう二つの明確な線があるわけであり、閣議決定等で懇談会を置く場合は、その前者に引きつけて考へてあり、十分けじめをつくり、八条に抵触しないように注意しているというのが当時の林法制局長官の答弁です。今それとおりの言うたわけです。だからあなた方は、ただ単にここに、前

の方に、いろんな自由な意見の交換をしたと書いてあるからこれが抵触しないなと思ったら大きな間違いです。だから、このことを私は今まで何回もとらえて、大体こういう一人一人の——もつと詳しくやつて言おうか。もう時間ないから言う間はありませんが。この私的諮問機関というものは、これは私が言っているのは、あなたの方の行政管理局が言っている部分です。懇談会というのは出席者の意見の表明または意見の交換の場であるにすぎない。意見の交換の場、大臣が一人一人から意見を聞く、その交換の場であるにすぎないんだと。それ以上のことになると八条機関に抵触するおそれがある。したがって、あなたの方は政令で決められるわけですから、政令で決めないわけです。それから、あなたが威張って言うほどのことは全くない。議論すれば、何ほども時間あればやりまします。もう時間ないから終わりますけれども、そういうことだ。

ですから、やっぱりこれは国土庁、えらい済んまへん言うてもらわなければね。これはどうですか。絶対そういうふうな閣議の決定とかいうふうなものに抵触していませんか。してるとは言いませんわ。してはおそれはないかと、もうちょっと緩やかに私、言いますわね。

○政府委員(佐々木晴夫君) 今先生からお話のありました点につきまして、この懇談会は、先ほど申しましたように、行政運営上のいわば会合であるとして、私も理解をいたしておるわけでありまして、各省庁は、行政運営に当たり、その参考に資するために個々の参集者からその都度意見を徴するために開催されるということで、その意味で合議機関として一体として意見の表明をされる審議会等とはこれは異なるんだということを、私も既に各省庁にお願いをいたしておるわけでありまして、この懇談会の概要を見ますと、そもそもこの題が「国土政策懇談会における議論の概要」ということで、概要の取りまとめをいたしておる。それで、初めのところにありますように、いわば委員

から意見表明があったが、十分に議論を尽くせなかつた点や委員の間で一致しない点があった。しかし、大方の意見の一致した事項も多い。全体として示唆に富む意見が数多く出されたので、御参考にするためにこれを整理して取りまとめたんだというのを言っておるわけでありまして、その中身もいろいろなものが入っております。これは全部が全部委員の賛成でもって一体として議論が一応整理されたものとは、この前書きにも書いてありますように、私も認識をいたしておりませう。要するに、議論を全部羅列した、整理した、このように考へておりますので、大体懇談会という性格によくマッチしているんじゃないだろうか、このように私も私としては認識をいたしておるというのを申し上げさせていただきますたいと思ひます。

○釜山昭昭君 また言わぬかぬですな。そんなことを言っていたら、もう総務庁の権威全くなくなる。大臣、もう本心に総務庁をやめた方がいい。私は行政管理局を物すごく応援をしてやってきましたけれども、本心にそういうふうにしてなし崩しに結局何でもかんでも認めてしまつて、行政管理局としてきちつとやってきた筋が全く通らなくなる。各省庁は全部総務庁の言うことを聞かなくなりまして、今までは本心に各省庁は総務庁の言うことを聞いていました。何で聞いていたのかというと、そういうことがきちつとしていたからですよ。ところが、あなたの言うように、こういうふうなものもこれはもう大したことないよ、大丈夫だよと、そういうふうにとんどんとんどん言っている、僕は今何でこんなことをわざわざやっているかという、総務庁の言うことをどこも聞かなくなる。本心ですよ。だから、私は局長の応援演説のつもりで言うてますね、ほんま言うたら、これね。本心にあなたはしつかりしてもらいたいと思う。

もう時間ないからこれで終わりますけれども、うちの飯田先生がちょっとだけやりたいらしいんで、やっぱりそこら辺のところはもう少ししつかり

りしていただきたいというのが私の実感であります。終わります。

○委員長(岩本政光君) この際、釜山君の関連質問を許します。飯田忠雄君。

○飯田忠雄君 今般の法案につきましては、このこと自体については別に反対すべき理由はないわけですが、これに関連しましてほんの少し御質問を申し上げたいのは、私が住んでおりました兵庫、いろいろな回つてみますと、以前は大変貧弱であつた村が立派になつておるし、道路も立派になつております。これは大変いいことであります。が、そのあたりを通過すると、一緒に行つた人が、ああ、あれは部落だ、こう言ふんです。これはぶち壊したと思ふんです。立派になつたら、それが部落だと言われたんではこれはおかしい話で、形つくと現れず、とんでもない話だと思ひます。

憲法ができてから今日まで四十年もうたつてます。ここら辺でもうそろそろやはり魂を入れる法的措置が必要ではないかと思ふわけです。といひますのは、今一番問題になつておりますのはやはり職業の差別、それから婚姻差別でございます。これは憲法の二十四条には明確に婚姻の自由の規定がございます。それを妨害することは許されないとおるんですが、これは国が許さない、つまり国が妨害しないというだけじゃない、そういう状態を排除することもこれも保障のうちに入っているんですね。ところが、保障が十分なされていない。職業選択の憲法二十二条の問題ですが、これも同じく保障がなされていない。普通は憲法は国が邪魔しないことだというふうに処置されておりますが、私は、二十二条とか二十四条の場合は、国が邪魔しないことだけじゃなくて、そういう不当な状態が生じておる状態を排除するのが国の任務だというわけですね。

そこで、これは法務省とか労働省とか総務庁の御所管だと思いますが、そういうことに対する法的措置はどのように将来なさるおつもりであるか、お尋ねをいたします。これは、例えば婚姻の自由、そのことを妨害する行為を無効にするとか、あるいはその妨害行為がひどい場合は処罰するとかいう問題があるかと思ひます。それから、職業選択の自由の場合も同じであります。こういう問題について、もう憲法ができてから四十年もたつてから、そろそろお考えになる必要はないか。この点御質問申し上げます。

○政府委員(熊代昭彦君) 部落差別の解消問題を、特に婚姻の問題、それから労働、雇用、雇用で法規制等があつた方がいいのではないかと、このように、最終的には個人の選択になつておるけれども、両性の合意のみによつて結婚するというのが憲法の姿勢でございます。そのときにこの差別的偏見が入ってくる。まことに残念でございますけれども、それを解消するためには何が一番いいだろうか。私どもは、それを法律で規制するということではできない、あるいはよくないんじゃないだろうか、むしろ粘り強い啓発によつてそれを行つた方がいい、これが差別解消に本心につながるんじゃないだろうか、これを罰則で担保してどうこうする、という問題であらうかという問題があると思ひます。

雇用問題につきましては労働省さんからお答えをいただきたいと思います。よろしく願ひいたします。

○説明員(竹村義君) いわゆる就職差別というものを法で規制しそれに処罰を与えるかどうか、こういう問題につきましてはいろいろ考え方もあり、議論もあると思ひます。

ただ、今のところ法体系、労働法関係で申し上げますと、労働基準法と職業安定法に、非常に緩い形でございけれども、例えば基準法では三条と二十二条にいわゆる労働条件の差別禁止ということがありますし、職安法第三条では、これは主として行政機関に対する責務というふうな形でございま

すけれども、あらゆる差別をしてはいけないという規定がございます。民間会社その他につきましては、今申し上げました労働法体系の基本的な考え方にとつて、現状では私どもとしては行政指導なり、そして先ほど総務庁がお答えいたしましたように、主として啓発でもって憲法二十二条の理念を実現していくという考え方を行政が最過ではなからうかというふうに思っております。

○吉川春子君 地対法について質問いたします。

〔委員長退席、理事亀長友義君着席〕

地域改善対策協議会は、昨年十二月、内閣に対して意見具申を行い、同問題の根本的解決のため所要の対策の強力な推進を要望しています。それに基づいて今日この法案が提出されるに至ったわけですが、意見具申は「地域改善対策の今日的課題」として、行政の主体性の保持、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向などを挙げておりますが、なぜこれらが今日の課題とされているのでしょうか、まずお伺いします。

○政府委員(熊代昭彦君) 今後の地域改善対策のあり方につきましては、御指摘のように、地対協を中心に検討が進められて、昨年十二月の意見具申をいただきまして、この意見具申におきまして、地域改善対策の現状を踏まえつつ、現行地域改善対策事業につき基本的な見直しを行う等々の御指摘がございました。地域改善行政の適正化を推進すべきこととの御指摘もあつたわけでございます。

その中で、冒頭に御質問のように、「今日的課題」ということで、新たな差別を生む要因がある、因襲的な差別意識というものは民主的な社会では本来時の経過とともに薄れゆくものである、しかし、新たな差別意識を生む要因があれば新たな差別を生みます、従来の因襲的な差別との複合において差別の解消はかなり難しくなるといふこととございますので、非常に実態が改善されまして心理的差別の解消も相当程度進んできたといふ

う現時点におきまして、さらに一歩差別解消を進めるためには、今日の課題を達成するということが今の時点で非常に重要である、そういう観点から御提言をいただいたというふうに理解しております。

○吉川春子君 次に、具体的な事例に即して伺います。

一九八五年の十月、広島県尾道市で、ある夫婦が、Kさんといいますが、我が子に対する担任の指導に疑問を持ち学校に電話し、その話の中で、このような片手落ちの処置は困ると言ったところ、それは差別語だと言われました。担任の生活指導に対する疑問に答えてもらえず、これに納得できない母親が市の教育委員会に電話をしました。翌日、尾道市の同和教育課の課長、係長、主任の三人がKさん宅を訪問し、このときのKさんの会話をテープに隠しどりました。Kさんはそのことを十日以上たって本人から聞かされたわけですが、その中で、K夫人の、部落の人との通婚権を認めないなどの不十分な発言を聞かされ、差別発言だとして、夫人のみならず高校教師の夫も市教委、県教委、教組、民間運動団体などから集中砲火を浴びるということになりました。

このテープは、八五年の十一月、同市議会で公開され、翌八六年の一月十日と二月二十八日、差別事件として尾道市の広報に掲載されました。抗議のわがき、こういう大きなわがきがKさんのもとに届けられて、この中身を私読みましたけれども、脅迫的な言葉も書かれていたわけなんです。それで、人権問題として軽視できないものとなっているわけですね。

なお、このK夫人は、関係者の正しい立場からの教育、説得により理解を深めて、まじめに同和問題に取り組んでいる団体や個人と会って初めて自分がおくれた意識を持っていたことに気づかせていただいたと、こういうふうに述べております。

意見具申は、同和問題について自由な意見の交換を阻害している要因が民間運動団体の行き過ぎ

た言動であるとし、確認、糾弾行為が被糾弾者の人権への配慮を欠いたものになる可能性を本来持つていられるとしております。さらに、何が差別かという点を民間団体が主観的立場から恣意的に判断し、ささいなことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植えつけ、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっているとし、国民の理解と協力を得ていくためには、以上のような諸要因を是正していくことが不可欠としております。

そこで総務庁にお伺いいたします。

市民の自宅でも市が人の発言を相手の了解も求めずにテープにとるといふことは、国の同和行政の責任官庁である総務庁としていかにお考えでしょうか。適切なやり方とは思われないのですが、まずその点についての御意見をお聞かせください。

○政府委員(熊代昭彦君) テープの隠しどり等々は、総務庁の直接の所管かどうかあれでございますが、常識の範囲内からすれば余り望ましくないと我々は考えております。

ただ、差別発言や差別行為という言葉を非常に安易によく使われることがございます。六十二年意見具申にも指摘されておりますように、毎べつする意図が明らかである場合は別といたしまして、何が差別かといふことは、本来的には一義的かつ明確に判断することは難しいし、特定の主観的な立場で恣意的にその判断を行うことは適当でなく、逆にこのような恣意的判断は差別意識の解消という観点からすればマイナスの効果を持つことになると、慎重にすべきであると我々は考えております。

差別事件の対応につきましては、片手落ちという表現がもし身体障害者に対する配慮を欠くものであればそのように注意をするとか、あるいは意見具申の御指摘にもございましたように、中立公正な人権擁護機関による法律に基づいた処理を行う、そういうことが真の差別解消に最も役立つ方法ではないかというふうに考えておるところでございます。

○吉川春子君 法務省にお伺いいたしますが、糾弾会に職員が出席することは相当でないとの通達を出されておられますが、その理由はどういうことでしょうか。

○説明員(落合昭之君) 差別事件につきまして民間運動団体が行っています確認、糾弾のあり方につきましては、いろいろ議論があるところでございます。

特定の運動団体が被害者集団として行う確認会等に出席することは、行政の主体性、公正中立性を堅持する趣旨から相当でないという考えから、行政機関としての立場を常に主体的に堅持し、公正中立性を貫くべき立場にある法務局職員はその出席を差し控えるよう通達されたものと、このように承知しております。

○吉川春子君 文部省に伺いますが、教委の職員などの糾弾会への出席について、文部省はいかがお考えでしょうか。

○説明員(熱海剛夫君) 糾弾会とか確認会、こういったものに対する参加、これは法的に義務があるかといふことは、直接本人の自由意思によるというふうなことにしては、意見具申などでも御指摘されているところでありまして、ただ現実には教育的にそれをどう処理していくかという問題は、また教育委員会その他の判断も加わってそういう状況になるケースもあるわけでありまして、一般的な話というよりはケース・バイ・ケースでこれは考えていくべき問題ではないか、こういうふうにして思っているわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、学校で行われる糾弾会などに教委が出席するというようなことは、私は、今法務省の御見解の立場でいくと、好ましくないんじゃないかと思うんですけれども、そういう立場でいかがですか。

○説明員(熱海剛夫君) あくまでもやはり教育問題は教育的に処理して、どちらが望ましいやり方かという、これは選択の問題も加わりますから、この辺においてそれぞれ教育委員会なりの判断、指導などがやっぱり起こる場合もあり得ると、こ

ういうふうなことを考へております。

○吉川春子君 同和教育については一般国民の中になんか批判的意見がみられる。として、意見具申では、民間運動団体の教育の場への介入が同和教育のゆがみをきたらしていることが考えられる。教育の中立性確立のための徹底的な指導が必要だと、ういうふうなうたてておりますが、この立場に立つて、文部省としては、これからどういう改善の措置をとられていくんですか。

○説明員(熱海則夫君) 我々は従来から教育と社会運動とは違う、この区別は明確にしていかなきゃいけないという、これを我々の同和教育の指導方針の一つとして掲げてこれまでもやってきたわけでありまして。そういう意味で、この方針を今後ともいような機会を通じて徹底してまいりたい、ういうふうなことを考へております。

○吉川春子君 確かに文部省は同和教育の推進について「同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育である」といったような考え方はされなければならない。としておられるわけですが、教育の中立性を損なうような事例というのは、例えばどういことがあります。

○説明員(熱海則夫君) そもそも教育の中立性に関しては、教育基本法の十條一項にその依拠根拠があるわけでありまして、その中で言われていることは、やはり教育を国民の信託にこたえて行っている以上、不当な支配に服することなくそれぞの目的に応じてやるのだというところが、この規定の趣旨であります。この不当な支配とは何かというところであれば、これは公の機関もこれに当たりますし、それから一党一派に偏した社会的勢力全般あるいは個人を指します。そういう意味では、いわば教育の目的を阻害するものを全体を指すわけで、それを個々の事例に即して考へていかなきゃならない問題である、ういうふうな考へております。

○吉川春子君 教育の中立性を損なうようなことがあったので、ういう今回の意見具申とか文部

省の方針が出ていと思うんですけれども、その具体的な事例について聞かせていただけませんか。

○説明員(熱海則夫君) これは個々にういうケースが当たりますというところじゃなくて、やっぱり個々の事例が出て、これが果たしてこの不当な支配に当たるかどうかという判断の方が適切ではないかと思ひます。

○吉川春子君 尾道市の事件では、隠しどりのテープを特定団体のビラとともに県立高校で教材に使っているわけなんです。全校生徒を集めてテープを流してういうことをやっているんです。それから、講演の後、ロングホームルームというういようなこともやられているわけですから、教育の中立性という立場から見ても、ういうテープなどを教材として用いるということは私は適切ではないと思ひますが、文部省はいかがお考へですか。

○説明員(熱海則夫君) 教材として適切かどうかというところについては、もちろん補助教材についてはそれぞれの教育委員会が判断をしてやっているわけでありまして、例えば今申し上げたように一党一派に偏するういようなもの、あるいは発達段階にふさわしくないもの、ういうものは教材として適当ではないというういような判断が一般的に言えると思ひますが、今回のものは、我々は教育委員会から状況を聞いておりますが、これが具体的に教材として使われた経緯がない、ういう報告を教育委員会の方から受けておりまして、事実どういう使用方をしたかについて一応は聞いておりますが、後日改めて具体的にどういうういようなテープを使用するとしたならどういう使用方をしたのかを報告を今求めている段階であります。

○吉川春子君 そうですか、それはわかりました。私は、文部省、教育の専門家に申し上げますが、隠しどりのテープを使うんといううことは、これは教育ではないと思ひますね。今調査中であるういことですので、私はよく文部省が

調査されて、教育の中立を侵すういようなことがあれば、これは断固としてやっぱりういうものは改めていかなければならない、ういう立場に文部省としては立っていただきたいと思ひます。それはいいですね。

○説明員(熱海則夫君) もちろん、先ほどから申し上げましたように、我々の立場はあくまでも教育の中立性を守る立場でございますから、ういうことが侵されることがあれば、我々としてもその指導をしてまいりたいと、ういうういように考へております。

○吉川春子君 続けて、文部省にもう一問お伺いいたします。

このK先生ですね、だんなさんの方なんですけれども、妻の発言が差別発言だとして、夫人に対する指導をせよと県教委から二十数回にわたって呼び出されて、あるいは学校であるいは県教委で、県教委の同和教育課長、係長、主事あるいは教育次長などから再三ういうことを言われているわけなんです。私、昔、教師をしていたこともありますが、これだけ呼び出されるとは授業の準備にも差し支えるういふふうに思ひます。それから、健康上の問題も持病が悪化したういふこともあるんですけれども、ういふことについて文部省に何うなんです、高校教師である夫が奥さんの発言について県教委からいろいろ言われるういふ、その法的な根拠といひますか、それはどういうところにあるんですか。

○説明員(熱海則夫君) もちろん、妻の発言に対して主人が責任を負うういうういようなことは一般的にはないわけでありまして、ただ今回のケースは、広島県教育委員会からの報告によりますと、同席をしていろいろその奥さんの発言に対して肯定的な態度で臨んでおると、ういふことで、で、その発言自体を問題にしているんじやなくて、その主人たる先生の態度、あるいはういうういうものに対する意識、ういうういうことを問題にしているの、いわば今おっしゃったういう形ではない、やっぱり本人自体の問題としてとらえて

いるういふであります。ういう報告を教育委員会から受けておるわけでありまして。

○吉川春子君 県教委が御主人に、ういう奥さんの発言について指導しないじやないかというういふことを言われる、その法的な根拠があるのかと思ひて私調べてみました。専門家の意見も聞いてみました。地教委が教師を指導する根拠としては、一般的に地教委の二十三條の十九号の教育に関する事務とか、五号の生徒指導について、ういふことは一般的にはできるわけですから、この地教委法から出てこないわけですか。それから、県教委はもちろん奥さんにういううい言えたら、教育行政機関であつて、教育の事務を行うところ、教育行政機関であつて、教育の事務を行うところ、教育行政機関は児童生徒についてはこれは教育行政の対象かもしれせんけれども、その母親となりましてういううい対象でもなくなるし、教師である夫もやっぱり、子供たちに対してはそれは責任を負っているのかもしれないけれども、法的にういううい県教委から何回も何回も呼ばれて、奥さんの発言が悪いよ、あなた指導が足りないよ、ういうういふに言われる根拠、文書でも出て出頭命令も来るわけですから、ういううい根拠といひのは、ちよつとこの法規集を繰った限りではどこにも出てこないんですけれども、どうですか。

○説明員(熱海則夫君) 先ほど申し上げましたように、確かに仮にその奥さんが発言をしたから連れ合ひの御主人が責任をとる、ういううい形はこれは考へていない。ですから、先ほど話しましたように、教育委員会の報告によれば、奥さん自体の発言というよりは、それに対して一緒にいるんじやない形で同席をした経緯があるわけですが、その同席の場であるういううい発言に対する肯定的な意見をおっしゃっている、ういうういういことに對して、教育者としてどうか、ういううい判断のもとに指導したういうのが、教育委員会の報告であります。もちろん、教育委員会の職務といひのは、地教委の二十三條で包括的に学校の管

理についての権限は持っているわけでありまして、相応しく持っているというのが考え方であります。ただ、非常に細かなところまでそれを規定することが適当かどうかという点についてはいろいろ説がありますから、大体は校長にそれを委任してやっていただいている。

ただ、全体的に全くできないかとなると、これはまた、例えばじめの問題なんか起こった場合に、学校だけでいろいろ対応できないときに教育委員会が出かけていって一緒に指導したり、教員の指導を行ったりするケースなどもありますから、これは現実的に教育に教育委員会がいろいろな形で学校の指導、教師の指導に当たっているというケースはいろいろあるわけでありまして、以上です。

〔理事局長友義君退席、委員長着席〕

○吉川春子君 文部省の回答で、いじめの問題はまさに責任があると思うんです。やらなければいけない責任があるので、今度の問題といじめの問題でその教育委員会の指導とこっちゃんにされちゃ、これは困ります。

要するに、奥さんのそういう発言について、もし答弁なさっているあなたが奥さんの責任について文部省の上役から責任問われたら、困るでしょうね。そういう法的な根拠が何もないし、こういうような不当なことは、まあ今調査中だそうですから、よく調査もしていただいた上で、やっぱりきちんと対応していただかないと困ると思います。

ちょっと時間の関係がありますので、次に法務省にお伺いいたします。

法務局人権擁護委員会は、尾道市とそれから同市の教育委員会と連名で、このKさんのお宅の付近の路上に十数本の立て看板を立てているわけです。これがそうなんですけれども、(資料を示す)十数本立てているんですけれども、これはどういう目的でやっているんですか。

○説明員(落合昭之君) 私ども法務省の人権擁護機関は、同和問題に關しましてその理解と認識を

深めるために、一般啓発を行っております。その一般啓発を行うに際しまして、地方公共団体とも協力しつつ行っているところでございまして、御指摘の事案につきましても、その一環としてなされたものと報告を受けております。

○吉川春子君 じゃ、なぜその家族が出入りする道路だけに限って十数本立て看板を立てたのかというところが問題になってくるんですけれども、それはどうですか。

○説明員(落合昭之君) 詳細これ把握していない点もございまして、家族の出入り口に十数本立てたということじゃなくて……

○吉川春子君 出入りの道路、出入り口じゃなくて、通過している道路。

○説明員(落合昭之君) 当該学区内に何本か立てたというところで、十数本という本数については聞いていないわけでございます。

○吉川春子君 私は、法務省もせっかくいい通達も出しておられるわけだし、この問題についてもきちっと事実を把握して、それでやっぱりこういう、何というのですか、特定の個人の、明らかにその周辺に十数本立てて、みんな通り道なんだから、それはもうその人を指してやったというところとははつきりしているわけです。中立公正ということをやさつきおっしゃられましたけれども、そういう立場から、一方で徹底的にこのKさんを非難している市の教育委員会など連名で立て看板立てて、それが一般的な啓発なんだというところは、私はちょっと不適切に過ぎるんじゃないかというふうに思いますので、その点十分調査していただけますか。

○説明員(落合昭之君) この件につきましては、全体が人権侵害事件として現在調査中もございまして、その中で全体を調査して考えていきたいというふうには考えておりますが、一般的に啓発に当たりまして中立公正の立場を堅持していくということは、今後とも十分慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○吉川春子君 今、具体的な問題について質問を申し上げてきたんですけれども、最後といいますか、

か、長官にお伺いしたいんです。

意見具申が指摘しております今日の課題である行政の主体性とかあるいは教育の中立性等について、この件に限らずまだまだ大きな問題があるというところは明らかだと思っております。ぜひそういうことをなくして、本当に差別というものはもう胸の痛む問題ですから、こういうものを絶対に二十一世紀まで持ち越しちゃならないし、その差別に泣くというふうなことは、やっぱり全国民の努力で解消していかなくちゃならないと思うんです。そういう立場で今後そういうことをなくす、そういうふうな意見具申も指摘しておりますので、そういう解決のために総務庁が全力を挙げてほしいというふうに思うんですけれども、長官、いかがですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 同感でございます。

○吉川春子君 わかりました。

じゃ、そういうことで、私はこの事件について、こういうことがまだあるということは非常に残念なことですし、こういうことをなくしていくために、公正中立という行政機関の立場を十分に踏まえて、やはり慎重に対処していただかないとまらないというふうに思うわけです。そのことを文部省と法務省と総務庁にも申しまして、質問を終わりたいと思います。

○柳澤謙造君 最初にお聞きしていきたいのは、昭和四十四年にこの同和対策事業特別措置法というものが生まれて、現在では地域改善対策特別措置法がこの三月いっばい有効なわけなんです、この十八年間に国が投資をしたお金が二兆六千三百三十億、これは調べてすぐわかるわけです。この地方公共団体などのくらしに合せて投資をしていくというふうな把握をなさっているか、それでこの十八年間そういう改善をやってきて政府としてのどの程度の成果が上がったというふうに見ているのか、その辺をまずお答えいただきたいですね。

○国務大臣(山下徳夫君) 地方公共団体が同和対策に幾ら今まで金を使ったかということは、なか

なかその支出の内訳が明確でない点もございまして、したがって、ここで確たる額は申し上げることができないのでございまして、非政府機関でございまして地域改善対策研究所というところの調査によりますと、四十四年から五十九年までの地方公共団体の同和対策に対する負担額は約五兆円とされておる次第でございまして。

○柳澤謙造君 そうすると、片方はごく大きっぱに五兆円、七兆六千からのお金を投資をしていろいろ改善対策をやってきた。どれだけの——どれだけのという言い方も適当でないかもしれませんが、私が聞いているのは、どういふ成果が上がったというふうに政府が把握をなさってますかという事です。

○国務大臣(山下徳夫君) 成果につきましては、六十一年の地対協意見具申の御指摘にもございまして、同対策審答申で指摘されました同和地区の劣悪で低位な実態は、大幅な改善、向上が図られたことにより、現在では同和地区と一般地域との差が平均的に見れば相当程度是正されているというところは繰り返しも御答弁申し上げてまいりました。

そこで、対策の主な成果といたしましては、同和関係者と一般住民との婚姻の増加が見られておる。特に三十歳未満の若年層では約六割が一般住民との婚姻となっている。次に、高校等への進学率も同対策審答申当時比べて飛躍的に向上している。若年層ほど高等教育修了者の割合が高くなっている。次に、一人当たりの居住室数、専用設備あるいは接道等、居住水準や居住環境、これは面的事業の推進等により、現在では全国的な水準とはほぼ同様の水準まで改善されている。次に、常用雇用者の増加が見られているという点でございまして。

○柳澤謙造君 これはもちろん総務庁がお調べになったけれども、今の点は地域改善対策協議会の意見具申の中にも書いてあるので、私もよく読みました。私が聞きたかったのは、政府の把握の仕方がど

うかということをお聞きをしたかったんですが、

一応それはそれとして次に進みますが、今回の特別法がこれはもう最後のものだ、こう言っているわけですね、この五年間で、それで、事業本数からいくと八十二本あって、そのうちの継続しているのが三十四事業、さらに修正して継続するものが二十事業という形で、合計するとまだ五十四事業がこれから継続をするということになる。そうすると、全体の中の六六%がまだ継続するんです。さっきも出しましたけれども、建設省なんかの場合には十六事業のうちの十事業が継続と。これはやっぱりだから、数字的にそういうことを見るのが適切かどうかということもありますけれども、六三%。そうすると、過去十八年間ずっとやってきて、それで、まだ言うならば半分以上がいろいろ事業が残っている。あと五年間でそれが全部完了するという御判断をなさったのかどうか、それでそういう所期の目的が今回の特別法をやれば一応全部完了するという判断をされたのかどうか、その辺はどうなんですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 地域改善対策特定事業の中で、生活改善等の物的な事業の事業量、この残量でございましょうか、あるいは他の特別措置法の実施期間等を考慮しまして、おおよそ今次新法の有効期間は五年で大体まあよろうということから、時限立法を五年としたわけでございます。

○柳澤錬造君 そうすると、この今度つくる特別法の五年の期限内で一応完了するという御判断をなさっているということ。

○国務大臣(山下徳夫君) 大体有効期間内に事業を完成しなければならぬということで、関係省庁と緊密な連絡を図りながら、あるいは地方公共団体に對する適切な指導、助言、あるいは情報交換等を積極的に行つて、早期事業の実施に最善の努力をいたすと、こういう所存でございます。

○柳澤錬造君 じゃ、ここにある、予算の方は別に触れてないのだから、五年間で完了しようと思えばこれはできないことはないんですから、そう

いう理解で受けとめたいと思います。

それで、次には、地域改善対策協議会の意見具申の中に出てくるんですけれども、いわゆる新たな差別意識が生まれているということ。この問題のポイントのところだけ読んでみますと、「差別意識の解消が必ずしも十分進んでいない背景としては、昔ながらの非合理的な慣習的な差別意識が、現在でも一部に根強く残されていることと、また、今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因が存在していることが挙げられる。」それでいろいろこうずつとなにして、その新しい要因の第一に挙げられているのが「行政の主体性の欠如である。」と、こう言っているわけですね。そうすると、行政の主体性が欠如しているんだということが第一に挙げられるということとは、相当そこに問題があると思うんですけれども、その辺はどういう御判断をなさっているんですか。

○政府委員(熊代昭彦君) 御指摘のように、六十年意見具申では、「新しい要因の第一は、行政の主体性の欠如である。」というふうに御指摘でございます。現在、国及び地方公共団体は、民間運動団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営を行うという傾向が一部にみられる。このような行政機関としての主体性の欠如が、公平の観点からみて一部に合理性が疑われるような施策を実施してきた背景となってきた。また、周辺地域との一体性や一般政策との均衡を欠いた事業の実施は、新たに、「ねたみ意識」を各地で表面化させている。このような行政機関の姿勢は、国民の強い批判と不信感を招来している。」と意見具申で言われているところでございますが、このよう

な国民の強い批判や不信感が同和関係者を特別視する感情となり、同和関係者に対する新たな差別を生む要因の一つとなるものであるとの指摘であるというふうに理解しているところでございます。

また、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向も新たな差別を生む要因の一つとして同時に

御指摘されておりますが、その原因の一つが民間運動団体の威圧的な態度に押し切られた行政の主体性の欠如にあることも明らかであろうと考えているところでございます。

○柳澤錬造君 これは委員長によく聞いておいてほしいんですが、今のは答弁じゃないの。私が聞いていたのはその先にちゃんと書いてあるだけのことなんです。あなたから聞かなくなつて、私はそのところは何度も何度も読み返してきて、一番のそのポイントのところというのは行政の主体性欠如だと言ふからそれを聞いている。それを、あなた今その地対協から出された意見具申のその文書を読んでいるだけであつて、それは答弁ではないんです。やはりきちんと聞いておくことに答えていただかないと、それで答弁をしたな

んと思つたら困るんだ。

自治省はおいいでござりますか。——今言つたようなそういうやはり地方自治体の関係の中で、この同和对策に絡んで不祥事件がかなり起きていますでしよう。それで、相当あつちこちあるんだけれども、私がここでも二、三取り上げて具体的に聞きたいのは、和歌山県の例だけ一度挙げてお聞きしてみたいと思ふんです。

五十九年の八月に、和歌山県の打田町では同和对策室長と同補佐が、地域改善対策整備事業の民有地の買取で、水田地を多く買取したような、そういう公文書を偽造して、いわば九十九万円だまし取つた。この室長と補佐をどういう処分にしたか。それから、さらに六十年の四月統一して六月と、和歌山県的那賀町です。これも同和对策室の前の室長と現在の室長というか、その二人でもってやはり地域改善対策事業の町道建設工事に絡んで、にせの書類で転移補償費千二百万円を町からだまし取つてゐる。まだほかにも出てきますけれども、今のこの点だけについて具体的にどういう処分をなされたか。

私がこういう問題を取り上げてお聞きしたいのは、これは私の持論でもあるけれども、警察官が強盗したら一般市民が強盗したよりかは罪が重

いと思ふんです。そういうものだと思う。そうすると、この同和对策でもっていろいろなことを、先ほどからお話が出てくるように、差別をなくないてみんなが平等にいつてそのための役職についている人が、その同和对策のことにかこつて悪いことをするなんというの、一等罪重いやうなんだ。普通のなと同じに扱われたのではこれは困ることであつて、その辺について自治省の方にその御報告が来ているのかないのかもあつたけれども、恐らく私は来ていると思ひますから、その処分をどうなさつたかということをお聞きしたいんです。

○委員長(長退席、理事板垣正君着席) 自治省では、同和行政の担当者の不祥事といったような特定の分類項目でもって集計をいたしておりますので、そうした関係での逐一の把握というのは困難であります。今御指摘ありました事件について御報告申し上げますと、打田町の件では室長と補佐が逮捕をされております。行政上の処分では両者とも懲戒免職でございます。そのほか、当然刑事事件としての判決がおりております。こうした事件に伴ひまして、町としてもみずからの行政の体制の是正方に取り組んでおりまして、職員研修の徹底化とかあるいはチェック体制の強化、それから決裁の厳正化、また人事体系の見直しにもこの事件を契機に取り組んでおります。

それから那賀町の事件でございますが、前同和室長という者の事件につきましては、この人は逮捕時既に突は退職をしているというふうな事情から、懲戒処分等の行政処分はなされておりました。ただし、もちろん刑事処分はなされておりますし、現役でございました当時の同和对策室長につきましては、同じように懲戒免職という措置が講じられております。この町につきましても、こうした事件を契機に、先ほど申し上げました打田町と同じような格好の内部体制のチェックをしております。いずれも県の指導も得つつ、情報を公開しつつ体制のチェックを行っているというふう

も早くおっしゃるとおり打ち出して対処してまいりたいと思っております。

○柳澤錬造君 本当に、長官、ぜひお願いいたします。こういうことは多少のながあっても、いわゆる拙速主義でやらないと事件が起きてからでは何にもなりませんので。

それで、時間もなくて、まだほかにも言いたいことがあるんですが、最後に私が申し上げたいことは、一応この特別法は五年の時限立法でやっているわけなんです。したがって、そういう点でまだ五年間はこままいくんだけれども、その先を私が希望し、ぜひお考えいただきたいのは、国連の国際人権規約は日本もこれはもう認められたんですから、だからそういう点に立って、この前書きの大事なことだけ読み上げてみたいと思うんですけれども、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することが世界における自由、正義及び平和の基礎であることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言に従い、市民的及び政治的自由並びに恐怖と欠乏からの自由を享受する自由な人間という理想は、あらゆる人がその経済的、社会的及び文化的権利と同様、その市民的及び政治的権利を享有し得る条件がつくられて初めて達成されると言っているんです。これは日本も認めているんですから、それで、もう一昨年になるんですか、男女雇用機会均等法なんかも遅まきながら制定をしたわけなんです。

ですから、私が申し上げたいことは、この国際人権規約というものの意を体して、それで本当に人間の権利というものを主体にした、そういう差別のないような基本法をつくるということにこれからお取り組みをいただきたいと思う。そして、今のこの特別法がまだ続いている間にそういうことをおやりいただいて、一日も早くそういう基本法ができて、それから先は本当に差別のない日本の社会の状態で上がるようなことを考えていかなければならないので、そういう基本法についてのお取り組みをいただけるお考えがあるかどうか、この辺は長官の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほど来答弁申し上げておりますように、この心理的差別についての解消、これはかなり従来から力を入れて進んできておると思ひます。そこで、私どもはこの物的事業、あるいは人権擁護のための啓発活動、この啓発活動というものをさらに推進していくことの方が、むしろこの同和問題の解決をより効果あらしめる問題であり大切である、かように存じておりますので、現在基本法を制定するという考えは持っております。

○柳澤錬造君 もう時間だから終わるけれども、現在とは、よく長官気をつけて。この特別法ができれば、これは五年間有効になるわけです。五年間のこの特別法が生きていくわけです。だから、その間に今申し上げましたようなことを考えて、この次の段階には基本法ができるようなことでお取り組みをいただきたいという希望を申し上げてい るんですから、そういう点で御理解いただきたい。

○国務大臣(山下徳夫君) この問題につきましては、総理大臣も先般衆議院に出て答弁申し上げておられますが、とにかく今申し上げましたような趣旨を踏まえて啓発活動等を積極的に進めていくというところで、基本法の制定は考えていない、私もこの総理大臣の答弁と全く同じような考え方であります。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようです。本法案の修正について吉川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吉川春子君。

○吉川春子君 私は、ただいま議題となっておりまます地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文

のとおりでございます。これよりその趣旨について、御説明をいたします。

同和对策特別措置法施行以来、十八年間にわたる同和对策特別事業の結果、対象地域の環境と住民生活は大きく改善されました。しかし、今日なお少なくない地域に事業は一定量残されており、財政上の特別措置は引き続き一定期間継続する必要があると見られます。その際、特定団体の暴力的圧力やえせ同和行為などによる、同和行政をめぐるさまざまなゆがみと問題点を確実に正す措置をとることが不可欠であります。

政府提出法案は、同和对策事業の一面の肥大化に歯止めをかけつつ、これまでの特別措置をさらに五年間続けるなどの前進面を持っておりまます。同時に、今日広範な国民世論となっている公正・民主・公開・国民合意の同和行政を実現するという見地を欠いていいます。

我が党は、政府提出法案の不十分な点を正しこれを補強する立場から、修正案を提出するものであります。

次に、修正案の概要を申し上げます。

第一は、法の目的を国民融合に基づく同和問題の迅速な解決に寄与することといたします。

第二は、国及び地方公共団体の責務並びに同和行政の運営の原則について規定を新設し、適正にして公正かつ民主的な同和行政を確立することといたします。

第三は、すべての国民が公正・私脈な同和行政の適正化を行政機関等に対して請求する権利を保障するとともに、国民の請求があった場合には、当該行政機関に対して適切な措置をとることを義務づけることとします。

第四は、行き過ぎた密室的な同和行政の運営については、国や地方公共団体に対し同和行政の方針や計画及びその実施状況等の公表義務を課するなど、同和行政公開の原則を確立することとします。

第五は、同和問題を迅速に解決するために国の第一義的責務を明確にし、地方自治体と協力して

事業を計画的に推進する義務を課します。財政力の弱い市町村に対しては、国の補助率を引き上げる措置をとることとします。

第六は、地域改善対策協議会の名称を同和对策協議会に改め、委員に関係団体や地方公共団体の代表などを加え、民主的で公正な運営を確保し、強い権限を持たせる新たな規定を設けることとします。

以上が修正案の提案理由とその概要であります。

なお、本修正によるかさ上げ補助などの経費増は、約五十九億円と見込んでおります。

委員各位の御賛同をいただき速やかに可決されますよう要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(岩本政光君) ただいまの吉川君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。山下総務庁長官。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいまの修正案につきましては、遺憾ながら賛成いたしかねます。

○委員長(岩本政光君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案について採決に入ります。

まず、吉川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 少数と認めます。よって、吉川君提出の修正案は否決されました。

それでは、原案全部の採決を行います。本法案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。よって、本法案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

〔参考〕

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対する修正案
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の全部を次のように修正する。

同和对策事業に係る特別措置及び同和行政の適正化等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 同和对策事業に係る特別措置(第三条―第十条)

第三章 同和行政の適正化等(第十一条・第十二条)

第四章 同和行政の公開(第十三条―第十五条)

第五章 同和对策協議会(第十六条・第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について国及び地方公共団体が協力して行う同和对策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済

力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図りつつ、対象地域の住民の自立を助長し、あわせて同和行政の適正にして公正かつ民主的な運営を確保し、もって同和問題の迅速な解決に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「同和对策事業」とは、対象地域について行われる生活環境の改善、社会福祉の増進、教育の充実、職業の安定、産業の振興、人権の擁護等に関する事業で、同和問題を解決するために特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、同和对策協議会の意見を聴かなければならない。

第三章 同和对策事業に係る特別措置
(同和对策事業の目標)
第三条 同和对策事業の目標は、対象地域とそれ以外の地域における社会的経済的諸条件の格差が是正されるように、対象地域について生活環境の改善、社会福祉の増進、教育の充実、職業の安定、産業の振興、人権の擁護等を図ることにより、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することにあるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国は、同和对策事業を円滑に推進する責務を有する。

2 地方公共団体は、同和对策事業(同和对策事業以外の事業で同和問題を解決するために必要なものを含む。次項及び次条において同じ。)を迅速かつ計画的に推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、同和对策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保が図られ、かつ、対象地域の住民が思想、信条等によつて差別されることなく等しく受益できるように配慮しなければならぬ。

4 国及び地方公共団体は、同和对策事業が円滑

かつ迅速に実施されるように相互に協力しなければならぬ。

(国民の責務)
第五条 すべての国民は、同和对策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和对策事業の適正かつ円滑な実施に協力するものとする。

(同和对策事業の実施に関する基本方針)
第六条 内閣総理大臣は、同和对策事業の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、基本方針を定める場合には、あらかじめ、同和对策協議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議するほか、両議院の同意を得なければならない。これを變更する場合も、同様とする。

(同和对策事業の実施に関する計画等)
第七条 その区域内に対象地域が存する地方公共団体は、基本方針に基づき、当該地方公共団体の区域内における同和对策事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 地方公共団体は、実施計画を定める場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。これを變更する場合も、同様とする。

3 地方公共団体は、同和对策事業以外の事業で同和問題を解決するために必要なものを行う場合には、当該事業の実施に関する計画を定めなければならない。

4 地方公共団体は、前項の計画を定める場合には、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。これを變更する場合も、同様とする。

は、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

3 財政力指数が政令で定める数値に満たない市町村が実施計画に基づいて行う同和对策事業に対する国の負担又は補助についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「三分の二」とあるのは、「四分の三」とする。

4 前項の財政力指数とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、同和对策協議会の意見を聴かなければならない。

(地方債)
第九条 実施計画に基づいて行う同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五十一条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 実施計画に基づいて行う同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)
第十条 実施計画に基づいて行う同和对策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定した

ものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第三章 同和行政の適正化等

(同和行政の運営の原則)

第十一条 国及び地方公共団体は、自らの判断と責任において、適正にして公正かつ民主的に同和行政を運営しなければならない。

(同和行政の適正化等に関する請求)

第十二条 すべて国民は、同和行政の運営が前条の規定に違反して行われていると認めるときは、その改善を図るため、次の各号に掲げる法律の規定に基づく権限の行使に関し、政令で定めるところにより、当該権限を有する行政機関(会計検査院を含む)又は行政機関若しくは地方公共団体の長(以下この条において「行政機関等」という。)に対して、書面により請求をすることが出来る。

一 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十六条の規定

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定

三 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十條の規定

四 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)第十三条、第十六条、第十七条及び第二十三条の規定

五 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第五條の規定

六 その他政令で定める法律の規定

2 前項の場合において、当該権限を有する行政機関等が明らかでないときは、同項の請求は、内閣総理大臣又は地方公共団体の長に対してすることが出来る。この場合において、当該請求を受けた内閣総理大臣又は地方公共団体の長は、速やかに、当該請求書を当該権限を有する行政機関等に送付しなければならない。

3 第一項の請求を受けた行政機関等(前項の規定により請求書の送付を受けた行政機関等を含む)は、当該請求に係る事項を誠実かつ迅速に処理し、書面により、当該請求者にその処理結果を通知しなければならない。

4 何人も、第一項の請求をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第四章 同和行政の公開

(国会への報告等)

第十三条 政府は、毎年、同和問題を解決するために講じた施策及び講ずべき施策に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、同和問題を解決するために講じた施策及び講ずべき施策に関する報告書を作成し、これを当該地方公共団体の議会に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(基本方針等の公表)

第十四条 内閣総理大臣は、基本方針を定めたとときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 地方公共団体は、実施計画及び第七條第三項の計画を定めたとときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(同和对策協議会の会議の公開等)

第十五条 同和对策協議会(以下この条において「協議会」という。)の会議は、これを公開とする。ただし、出席委員の四分の三以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 協議会の会議録その他の資料は、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、出席委員の四分の三以上の多数で閲覧に供しないものと議決した協議会の会議録その他の資料については、この限りでない。

3 協議会は、次条第二項の諮問に対する答申又は同条第三項の意見の申出をしたときは、その

内容を公表しなければならない。

第五章 同和对策協議会

(設置及び所掌事務)

第十六条 同和对策事業の円滑な推進を図るとともに、適正にして公正かつ民主的な同和行政の確保に資するため、総務庁に、同和对策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、同和行政に関する重要事項に関し調査審議する。

3 協議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることが出来る。

4 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、第二項の諮問に対する答申又は前項の意見の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第十七条 協議会は、委員二十一名以内をもつて組織する。

(委員)

第十八条 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 同和問題に関し学識経験を有する者

二 関係行政機関の職員

三 全国の都道府県知事の連合組織が推薦した者

四 全国の市長の連合組織が推薦した者

五 全国の町村長の連合組織が推薦した者

六 全国の都道府県議会の議長連合組織が推薦した者

七 全国の市議会の議長連合組織が推薦した者

八 全国の町村議会の議長連合組織が推薦した者

九 同和問題に関する関係団体を代表する者

三人以内

2 内閣総理大臣は、前項第一号又は第九号の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することが出来る。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることが出来る。

7 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十九条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第二十條 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 協議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、同和行政の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

(政令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

第二条 昭和六十一年度以前の年度に工事に着手した旧地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号。以下この条において「旧地域改善法」という。）第一条に規定する地域改善対策事業であつて昭和六十二年三月三十一日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助により実施される同条に規定する地域改善対策事業については、旧地域改善法第三条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項に規定する地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧地域改善法第五条の規定は、なおその効力を有する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）
 第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和
 二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第一条第十九号の九の次に次の一号を加える。

十九の十 同和対策協議会の同和問題に關し
 學識經驗を有する者である委員及び同和問
 題に關する關係団体を代表する者である委
 員

第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項の表中「地域改善対策事業債等償還費」を「同和対策事業債等償還費」に、

「地域改善対策事業費又は同対策事業費」を
「同対策事業費(旧同対策事業特別措置法

(昭和四十四年法律第六十号)第二条に規定する
同和对策事業に要する経費を含む。次項におい
て同じ。又は地域改善对策事業費」に改め、同
条第二項の表中「地域改善对策事業費又は同和
对策事業費」を同和对策事業費又は地域改善对
策事業費に、「地域改善对策特别措置法(昭和
五十七年法律第十六号)第五条又は旧同和对策
事業特别措置法(昭和四十四年法律第六十号)第
十条」を同和对策事業に係る特别措置及び同和
行政の適正化等に関する法律(昭和六十二年法
律第 号)第十条若しくは旧同和对策事業
特别措置法第十条又は旧地域改善对策特别措置
法(昭和五十七年法律第十六号)第五条」に改め
る。

第五條 前條の規定による改正後の地方交付税法附則第六條の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

(総務庁設置法の一部改正)
第六條 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号から第四十六号までの規定
 中「地域改善対策事業」を「同和对策事業」に改
 め、同条第四十七号中「地域改善対策特別措
 置法(昭和五十七年法律第十六号)」を「同和对
 策事業に係る特別措置及び同和行政の適性化等
 に関する法律(昭和六十二年法律第 号)」に改
 める。

この修正の結果必要となる経費は、初年度において約五十九億円の見込みである。

二月六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願(第四九号)

第四九号 昭和六十二年一月二十八日受理

台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

紹介議員 鈴木 省吾君
第二次大戦中、多くの台湾出身者が日本の軍人・

軍属として従軍し、多数の戦没者・戦傷病者を出しているが、四十年以上の歳月を経過した今日に至るまで、これらの人々に対する補償措置がいまだ放置されていることは、人道上はもちろん、国際信義上からも許されないことである。よつて、台湾人元日本兵等に対する補償措置を早急に講ずるよう強く要望する。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の二部を次のように改正する。

第五十八案ノ四第一項を次のように改める。
普通恩給ハ恩給年額百七十万円以上ニシテ之
ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年
額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ恩

給年額ノ一部ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額百七十万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ五割ヲ超ユルコトナシ

一 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計

額ガ千四十万円以下ナルトキハ八百七十万
円ヲ超ユル金額ノ三割五分ノ金額ニ相当ス
ル金額

二 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千四十万円ヲ超エ千二百十万円以下ナ

ルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四十万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額及千四十万円ヲ超ユル金額ノ四割ノ金額ノ合計額ニ相当ス

三 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ガ千二百十万円ヲ超エ千三百八十万円以

下ナルトキハ八百七十万円ヲ超エ千四十万円以下ノ金額ノ三割五分ノ金額、千四十万円

四 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計
金額及千二百十万円ヲ超ユル金額ノ四割五
分ノ金額ノ合計額ニ相当スル金額
円ヲ超エ千二百十万円以下ノ金額ノ四割ノ
円ヲ超エ千二百十万円以下ノ金額ノ四割ノ

額が千三百八十万円ヲ超ユルトキハ八百七
十万円ヲ超エ千四十万円以下ノ金額ノ三割
五分ノ金額、千四十万円ヲ超エ千二百十万

円以下ノ金額ノ四割ノ金額、千二百十万円ヲ超エ千三百八十万円以下ノ金額ノ四割五分ノ金額及千三百八十万円ヲ超ユル金額ノ五割ノ金額ノ合計額ニ相当スル金額

第六十五條第二項中「十六萬八千円」を「十八萬円」に、「十一萬四千円」を「十二萬円」に改め

別表第二号表中「四、四六五、〇〇〇円」を「四、五五四、〇〇〇円」に、「三、七二〇、〇〇〇円」を

三月「三」を「三、二六、〇〇〇円」に、「二、四二四、〇〇〇円」に

ある。

別表第三号表中「四、七四九、〇〇〇円」を「四、八四四、〇〇〇円」に、「三、九四〇、〇〇〇円」を「四、〇一九、〇〇〇円」に、「三、三八〇、〇〇〇

「E」を「三、四四八、〇〇〇円」に、「二七七七、〇〇〇円」を「二、七四八、〇〇〇円」に改定した。

〇〇〇〇円を二八三〇〇〇円に、二二三〇〇〇円を二二七二〇〇〇円に改める。

別表第四号表中四一九二四〇〇円を四二七六、二〇〇円に、「三、八七二、七〇〇円」を

三、九五〇、二〇〇円に、「三、七一、六〇〇円」を「三、七八五、八〇〇円」に、「三、五八三、七〇〇円」を「三、六五五、四〇〇円」に、「二、五二

八五〇〇円を「二、五七九、一〇〇円」に、「二、四一三、〇〇円」を「二、四五九、五〇〇円」に、「二、一七四、二〇〇円」を「二、二七、七〇〇円」に、「一、七七六、八〇〇円」を「一、八二、三〇〇円」に、「一、七〇九、二〇〇円」を「一、七四三、四〇〇円」に、「一、五九八、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に、「一、五五三、九〇〇円」を「一、五八五、〇〇〇円」に、「一、五〇八、五〇〇円」を「一、五三八、七〇〇円」に、「一、三三八、六〇〇円」を「一、三五五、二〇〇円」に、「一、一七八、五〇〇円」を「一、二〇二、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」に、「一、一〇八、一〇〇円」を「一、一三〇、三〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一〇三、九〇〇円」に、「一、〇五六、七〇〇円」を「一、〇七七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三五、八〇〇円」に、「一、〇一五、〇〇〇円」を「一、四四三、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、一九二、四〇〇円」を「四、二七六、二〇〇円」に、「三、八七二、七〇〇円」を「三、九五〇、二〇〇円」に、「三、七二一、六〇〇円」を「三、七八五、八〇〇円」に、「三、五八三、七〇〇円」を「三、六五五、四〇〇円」に、「二、一五二、八〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「二、一七九、二〇〇円」を「二、一〇六、二〇〇円」に、「一、七〇九、二〇〇円」を「一、七四三、四〇〇円」に、「一、五九八、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に、「一、五五三、九〇〇円」を「一、五八五、〇〇〇円」に、「一、五〇八、五〇〇円」を「一、五三八、七〇〇円」に、「一、三三八、六〇〇円」を「一、三五五、二〇〇円」に、「一、一七八、五〇〇円」を「一、二〇二、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」に、「一、一〇八、一〇〇円」を「一、一三〇、三〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一〇三、九〇〇円」に、「一、〇五六、七〇〇円」を「一、〇七七、八〇〇円」に、「一、〇一五、五〇〇円」を「一、〇三五、八〇〇円」に、「一、〇一五、〇〇〇円」を「一、四四三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十二条の三中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二条の三中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)
附則第二十七条ただし書中「百四十一万五千円を百四十四万三千円」に、「百十万円」を「百十二万円」に改める。

階級	仮定俸給年額
大將	六、一八四、五〇〇円
中將	五、五一、八〇〇円
少將	四、三七八、七〇〇円
大佐	三、七八五、八〇〇円
中佐	三、六二二、五〇〇円
少佐	二、八三一、〇〇〇円
大尉	二、三九七、一〇〇円
中尉	一、九〇三、九〇〇円
少尉	一、六三〇、〇〇〇円
准士官	一、五〇二、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二三八、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一五九、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一三〇、三〇〇円
兵	一、〇三五、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。
附則別表第四中「一、四四七、〇〇〇円」を「一、四七六、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、三二五、〇〇〇円」を「一、三四一、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」を「一、〇七六、〇〇〇円」に、「一、八四八、〇〇〇円」を「一、八六五、〇〇〇円」に、「七五〇、〇〇〇円」を「七六五、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)
附則別表第七(附則第十三条関係)

改正する。

附則第八條第一項中「昭和六十一年七月分」を「昭和六十一年四月分」に改め、同項の表中「八七九、三〇〇円」を「八九六、九〇〇円」に、「六五九、五〇〇円」を「六七二、七〇〇円」に、「五二七、六〇〇円」を「五三八、一〇〇円」に、「四三九、七〇〇円」を「四四八、五〇〇円」に、「六〇九、六〇〇円」を「六二七、二〇〇円」に、「四五七、二〇〇円」を「四七〇、四〇〇円」に、「三六五、八〇〇円」を「三七六、三〇〇円」に、「三〇四、八〇〇円」を「三二三、六〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十一年六月三十日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第五條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「三、四〇三、四〇〇円」を「三、四七一、五〇〇円」に、「一、八三八、八〇〇円」を「一、八九五、六〇〇円」に、「二、三四六、二〇〇円」を「二、三九三、一〇〇円」に、「一、八五九、六〇〇円」を「一、八九六、八〇〇円」に、「一、五二二、四〇〇円」を「一、五四二、六〇〇円」に、「一、二二五、四〇〇円」を「一、二四九、九〇〇円」に、「一、一一四、一〇〇円」を「一、一三六、四〇〇円」に、「一、〇一四、一〇〇円」を「一、〇三四、四〇〇円」に、「一、八一五、三〇〇円」を「八三二、六〇〇円」に、「六五八、七〇〇円」を「六七二、九〇〇円」に、「五七九、五〇〇円」を「五九二、一〇〇円」に改め、同条第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「二十一万円」を「二十一万九千五百円」に、「十二万円」を「十二万五千五百円」に改め、同条第二項中「九万六千円」を「十万四百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十万四千八百円」を「三十一万三千六百円」に、「二十二万八千六百円」を「二十三万五千二百円」に改め、同条第四項中「五万四千円」を「五万七千円」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中恩給法第五十八條ノ四第一項の改正規定及び附則第十五條第一項の規定 昭和六十二年七月一日

二 第六條中恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）以下「法律第五十一号」という。附則第十四條第一項及び第二項並びに第十五條第四項の改正規定 昭和六十二年八月一日

（文官等の恩給年額の改定）

第二條 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他の恩給法）に規定する法令を含む。附則第十二條において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三條 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、昭和六十二年四月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

第四條 昭和六十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、昭和六十二年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

第八條 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その加給の年額を、十八万円に改定する。

第九條 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和六十二年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項（改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九條 法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和六十二年八月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号

附則第十四條第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十條 昭和六十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十号）附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表中「六二七、二〇〇円」とあるのは「六二二、八〇〇円」と、「四七〇、四〇〇円」とあるのは「四六六、四〇〇円」と、「三七六、三〇〇円」とあるのは「三七三、一〇〇円」と、「三三三、六〇〇円」とあるのは「三三〇、九〇〇円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十二條 昭和六十二年四月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定の適用については、同条第二項中「三十一万三千六百円」とあるのは「三十一万九百円」と、「二十三万五千二百円」とあるのは「二十三万三千二百円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二條 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三條第一項の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつ

ては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八の欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和六十二年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、次の各号に掲げる支給年額のうちいずれか多い支給年額を下ることはなく、同年七月一日以後に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、第一号に掲げる支給年額を下ることはない。

一 附則第二条又は第十二条の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額

2 昭和六十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けるこ

ととなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる 俸給年額	仮定俸給年額
八九四、六〇〇円	九二一、五〇〇円
九三四、三〇〇円	九五三、〇〇〇円
九七五、二〇〇円	九九四、七〇〇円
一、〇二五、五〇〇円	一、〇三五、八〇〇円
一、〇五六、七〇〇円	一、〇七七、八〇〇円
一、〇八二、三〇〇円	一、一〇三、九〇〇円
一、一〇八、一〇〇円	一、一三〇、三〇〇円
一、一三七、二〇〇円	一、一五九、九〇〇円
一、一七八、五〇〇円	一、一八二、一〇〇円
一、二二四、四〇〇円	一、二三八、七〇〇円
一、二四七、五〇〇円	一、二七二、五〇〇円
一、二八八、〇〇〇円	一、三一三、八〇〇円
一、三三八、六〇〇円	一、三五五、二〇〇円
一、三七二、九〇〇円	一、四〇〇、四〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、四四五、九〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、五〇二、八〇〇円
一、五〇八、五〇〇円	一、五三八、七〇〇円
一、五五三、九〇〇円	一、五八五、〇〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、六三〇、〇〇〇円
一、六八五、八〇〇円	一、七一五、五〇〇円
一、七〇九、二〇〇円	一、七四三、四〇〇円
一、七七六、八〇〇円	一、八二一、三〇〇円
一、八六六、六〇〇円	一、九〇三、九〇〇円
一、九六五、八〇〇円	二、〇〇五、一〇〇円

二、〇一六、五〇〇円	二、〇五六、八〇〇円
二、〇六四、九〇〇円	二、一〇六、二〇〇円
二、一三三、六〇〇円	二、一七六、三〇〇円
二、一七四、二〇〇円	二、二二七、七〇〇円
二、二九二、一〇〇円	二、三三七、九〇〇円
二、三五〇、一〇〇円	二、三九七、一〇〇円
二、四一一、三〇〇円	二、四五九、五〇〇円
二、五二八、五〇〇円	二、五七九、一〇〇円
二、六四六、九〇〇円	二、六九九、八〇〇円
二、六七七、六〇〇円	二、七三二、二〇〇円
二、七七五、五〇〇円	二、八三一、〇〇〇円
二、九一四、一〇〇円	二、九七二、四〇〇円
三、〇五一、四〇〇円	三、一一二、四〇〇円
三、一三六、四〇〇円	三、一九九、一〇〇円
三、二一九、一〇〇円	三、二八三、五〇〇円
三、三八七、一〇〇円	三、四五四、八〇〇円
三、五五一、五〇〇円	三、六二二、五〇〇円
三、五八三、七〇〇円	三、六五五、四〇〇円
三、七一一、六〇〇円	三、七八五、八〇〇円
三、八七二、七〇〇円	三、九五〇、二〇〇円
四、〇三三、一〇〇円	四、一一三、八〇〇円
四、一九二、四〇〇円	四、二七六、二〇〇円
四、二九二、八〇〇円	四、三七八、七〇〇円
四、四〇〇、〇〇〇円	四、四八八、〇〇〇円
四、六〇六、四〇〇円	四、六九八、五〇〇円
四、八一五、〇〇〇円	四、九一一、三〇〇円
四、九二〇、二〇〇円	五、〇一八、六〇〇円

五、〇一九、九〇〇円	五、二二〇、三〇〇円
五、二一七、八〇〇円	五、三三二、二〇〇円
五、三〇六、一〇〇円	五、四二二、二〇〇円
五、四〇三、七〇〇円	五、五一、八〇〇円
五、五七六、四〇〇円	五、六八七、九〇〇円
五、七五〇、七〇〇円	五、八六五、七〇〇円
五、七八三、三〇〇円	五、八九九、〇〇〇円
五、八四四、一〇〇円	五、九三〇、四〇〇円
五、八四五、〇〇〇円	五、九六一、九〇〇円
五、九一七、三〇〇円	六、〇三五、六〇〇円
六、〇六三、二〇〇円	六、一八四、五〇〇円
六、二〇九、三〇〇円	六、三三三、五〇〇円
六、二八二、六〇〇円	六、四〇七、二〇〇円
六、三五五、六〇〇円	六、四八二、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八九四、六〇〇円未満の場合又は六、三五五、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)
一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第一〇九号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する
請願(第一一九号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關
する請願(第一二〇号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する
請願(第一二六号)(第一二七号)(第一二八号)
(第二一九号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關
する請願(第一二三号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に關する
請願(第一三五号)(第一三六号)

第八二号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 広島県東広島市西条町西条東七一
五 有本フサ子外九名

紹介議員 諫山 博君

知る権利を抑圧し自由と民主主義の存立を危うく
する国家(防衛)秘密法案(防衛秘密に係るスパイ
行為等の防止に関する法律案)の再上程に反対さ
れたい。

理由

我々は、第百二回国会に提出された国家秘密に係
るスパイ行為等の防止に関する法律案(以下国家
秘密法案という)に対し、平和と民主主義に反す
る悪法として積極的に反対運動を展開してきた。
この法案は、国民の広範の世論により廃案に迫り
込まれたが、再び浮上の動きが強まっている。現
在、自由民主党が国会に上程しようとしている国
家(防衛)秘密法案(防衛秘密に係るスパイ行為等
の防止に関する法律案)は、第百三回国会で廃案
となつた国家秘密法案と性格を同じくし、スパイ
防止に名を借りた戦前の国家秘密保護立法を再現
し、自由と民主主義の存立すら危うくするもので
あつて、とうてい容認することはできない。第一
に、この法案は、憲法の国民主権主義に反する。
「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの
であつて、その権威は国民に由来し、その権力は
国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が

これを享受する」と憲法が指摘する国民主権主義
の下では、国の保有する情報は国民全体の共有財
産であり、原則として国民はだれでも自由に利用
できるものでなければならぬ。国民の目と耳が
覆われ、国政情報から隔離されると、いかなる
惨禍に見舞われるかは、過去の戦争を通して国民
が痛切に体験したところである。国政情報の公開
原則に反し、防衛外交に関する無数の国家秘密に
法的根拠を与えることは、国民の知る権利、言論
報道、取材の自由を抑圧し、民主主義の存立をも脅
かすことは明らかである。憲法は、国政情報の公
開を原則としている。やむを得ず、非公開とする
情報があるとしてもそれは例外である。その例外
を立法化した国家秘密法ではなく、まず第一に、
公開原則を立法化した情報公開法が制定されなけ
ればならない。第二に、この法案は、憲法の平和
主義に反する。戦争を放棄し、「政府の行為によ
つて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする
ことを決意し」、さらに「平和を愛する諸国民の
公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保
持しよう」と決意した憲法の下では、スパイ防止
の名目で国民の知る権利を抑圧し、思想を管理・
統制して再び戦争への暗い道をたどらしめる国家
(防衛)秘密法案を認めることはできない。国家
(防衛)秘密法案は、秘密の定義があいまいで、そ
の指定も国の行政機関の長に任されているだけで
あり、秘密の範囲が無制限に拡大されるおそれ
がある。また、国家(防衛)秘密法案は、知る権利を
行使し防衛・外交情報を知ろうとする者に対して
も、探知・収集罪、漏示罪など専ら刑罰による制
裁を加えることだけを規定し、無期懲役にも及ぶ
極刑に処するものであり、国民を脅かそうとして
いる。第三に、この法案は、憲法が定める多くの
人権保障規定に反する。我々は、歴史的にみて
も、秘密国家ほど人権が保障されないということ
を知っている。国家(防衛)秘密法案は、出版又は
報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的
で防衛秘密を公表しても、これを罰しないという
規定を設けている。しかし、既に憲法が保障して

いる出版、報道の自由について、改めて不処罰規
定を設けなければならないこと自体、この法案
が、我が国を秘密国家とし基本的人権を侵害する
危険のあることを示している。我々国民が国政情
報を得るため知る権利を直接行使して情報収集
することについては処罰し、なぜ、出版又は報道
の業務に従事する者だけが処罰されないのか、そ
の立法趣旨すら不明確である。我々は、平和と民
主主義を守り育て、市民の命と暮らしを守る立場
から、国民の基本的人権を奪い、民主主義の存立
を危うくする国家(防衛)秘密法案の上程に反対す
るものである。

第八三号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ三ノ二
伊藤かほる外九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八四号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 埼玉県和光市南一ノ一〇ノ五四
小林三四郎外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八五号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 北海道旭川市豊岡一条四ノ一ノ六
塚脇曉雄外九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八六号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都文京区西片二ノ一九ノ一九
坂田良子外九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八七号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都豊島区目白四ノ六ノ九 吉
田美津子外九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八八号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市木町通二ノ三ノ四六
勝又三千子外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八九号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 神奈川県逗子市逗子六ノ四ノ二二
渡辺由美子外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九〇号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都文京区西片二ノ一九ノ二四
八幡三郎外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九一号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都文京区本郷四ノ六ノ二 山
田清子外九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九二号 昭和六十二年二月二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内緑町三ノ四ノ三

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一六八号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢二ノ二〇ノ八

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一六九号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 横浜市旭区万騎が原二五 守谷玲子外十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一七〇号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉市国生町三九一ノ一七七 清水幸江外二十名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一七一号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市祝谷三ノ五ノ一二 渡部春子外二十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一七二号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒三ノ一ノ七 藤田綾子外百十八名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇六号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区富ヶ谷一ノ二九ノ二

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇八号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市佐助一ノ四ノ二六 清水春子外二十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇九号 昭和六十二年二月九日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市中町三ノ二一ノ一 二 今井由美子外二百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二〇号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県逗子市久木五ノ四ノ二四 川西薫外二十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 広島市南区西旭町一九ノ一一ノ三 〇一 中村典外三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ三ノ一七

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二三号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都江東区東陽一ノ六ノ二 小柴美知外百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二四七号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 静岡県若松町二四 吉本みち代外五十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二四八号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町上九子四四〇 〇一 土屋花子外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二四九号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉市国生町三九一ノ一七七 清水純子外十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二五〇号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木四ノ二五ノ七 和田妙子外十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二五一号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷砂土原町三ノ一 〇一 渡辺松子外十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二五二号 昭和六十二年二月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 名古屋市中区小幡西島一四五 横山仁史外八十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二五三号 昭和六十二年二月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市片瀬四ノ九ノ一〇 芝実生子外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二五四号 昭和六十二年二月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧六ノ一三ノ一九 長谷川りあ子外十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二七七号 昭和六十二年二月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県市川市本北方一ノ二〇ノ四 高橋礼子外十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二七八号 昭和六十二年二月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

11111

第三七三号 昭和六十二年二月十四日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都中野区上高田一ノ二〇ノ一

紹介議員 谷津志津外九十八名

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四三二号 昭和六十二年二月十四日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都立川市西砂町一ノ七七ノ一

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八〇号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都文京区水道二ノ一三ノ一五

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八三三号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都日野市三沢八五〇ノ一九ノ二〇一

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八四四号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石二ノ八六ノ二

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八五五号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町四明寺島居

紹介議員 八坂 正君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八九号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ三二ノ一

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三三三号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一五ノ二

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三三九号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ二ノ三八

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八八一号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 北九州市小倉北区下富野五ノ一ノ二

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八八二号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 埼玉県与野市下落合一、〇八八

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八八三三号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都日野市三沢八五〇ノ一九ノ二〇一

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八四四号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石二ノ八六ノ二

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八五五号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町四明寺島居

紹介議員 八坂 正君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第四八九号 昭和六十二年二月十六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ三二ノ一

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三三三号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一五ノ二

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三三九号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ二ノ三八

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三六六号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸九ノ一九ノ二〇

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三七七号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区南島山三ノ二二ノ一

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三八八号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉県幕張四ノ五三岩崎荘 松枝

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五三九三三号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ二ノ三八

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四〇〇号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 長野県小県郡丸千町平井一、二六

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四〇一〇号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ三二ノ一

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四〇二〇号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ三二ノ一

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四〇三〇号 昭和六十二年二月十七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ三二ノ一

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四二号 昭和六十二年二月十七日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井二ノ二一ノ
一八 齊藤ハル外十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四二号 昭和六十二年二月十七日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都国立市北一ノ二一九 青
木チヨコ外九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四三号 昭和六十二年二月十七日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉市千葉寺町五二ノ一 原田一
英外六十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第五四四号 昭和六十二年二月十七日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉市磯辺三ノ三九ノ四 高木義
雄外六十六名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇〇号 昭和六十二年二月十八日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 東京都杉並区浜田山四ノ二ノ八
島本公子
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六〇一号 昭和六十二年二月十八日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 横浜市港北区日吉一ノ一一ノ六
名田明子

第六〇二号 昭和六十二年二月十八日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 東京都品川区南大井一ノ一七ノ
五ノ六〇八 松元康子外五名
紹介議員 青木 茂君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六〇三号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉市花園四ノ一六ノ六 市川福
平外九十五名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇四号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都調布市国領町七ノ五六ノ
二 古内貞子外十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇五号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ一ノ二五
浜島美智子外四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇六号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 神奈川県海老名市国分寺台二ノ二
ノ一六 榎本芳枝外九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇七号 昭和六十二年二月十八日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉市蘇我町一ノ二八七 稲葉ふ
く外百九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇八号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布南一〇ノ
一 森みつ子外二百九十一名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六〇九号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉市高洲二ノ八ノ八ノ一、〇一
六 徳永和外百三十名
紹介議員 宇都宮徳馬君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六一〇号 昭和六十二年二月十八日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市高野台四ノ二二ノ六
寺澤由保外八十名
紹介議員 青木 茂君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六五四号 昭和六十二年二月十九日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都調布市入間町一ノ二二ノ二
〇 奥田いく子外四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第六五五号 昭和六十二年二月十九日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ四〇ノ
三八 小澤千鶴子
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六五六号 昭和六十二年二月十九日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 横浜市中区滝之上一九滝ノ上
コ一ボ三三三 吉田悦子
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六五七号 昭和六十二年二月十九日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 山形県東置賜郡高島町二井宿一、
九七四 島津瑞枝外三名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六五八号 昭和六十二年二月十九日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 神奈川県横浜市中区五、九七一
上田美保子外四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六五九号 昭和六十二年二月十九日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都目黒区碑文谷二ノ二二ノ六
岡野喜代外六十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第七二八号)

一、国家秘密法の制定反対に関する請願(第七一九号)(第七二〇号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第七二三号)

一、国家秘密法の制定反対に関する請願(第七

二四号(第七二五号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第八一〇号)

一、国家秘密法の制定反対に関する請願(第八一一号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第八七六号)(第九三九号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第一〇二五号)

第七一八号 昭和六十二年二月二十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市井の頭五ノ二ノ三八 有賀まみ外九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第七一九号 昭和六十二年二月二十日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 神奈川県横浜市中区伊勢町二ノ一七〇二ノ一 石井昭枝

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七二〇号 昭和六十二年二月二十日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 横浜市西区伊勢町二ノ一〇六 依田康子

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七二三号 昭和六十二年二月二十一日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都目黒区自由が丘一ノ一五ノ一八 陸マンシヨン 大倉千代香外十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第七二四号 昭和六十二年二月二十一日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 神奈川県横浜市中区西海岸二ノ三ノ八ノ五〇一 山田佛子

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第七二五号 昭和六十二年二月二十一日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 東京都杉並区本天沼二ノ四五ノ一 二 高野九子

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第八一〇号 昭和六十二年二月二十三日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 山形県酒田市二番町七ノ一五 小村きみ子外五十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第八一一号 昭和六十二年二月二十三日受理
国家秘密法の制定反対に関する請願
請願者 神奈川県逗子市桜山二ノ二ノ六 澤光代

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第八七六号 昭和六十二年二月二十四日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都中野区中央三ノ一ノ二二 三井多恵子外七十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九三九号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ二八ノ七 小野和外十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第九四〇号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡鷹島町原免一七七 安達典久外七名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四一号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市鹿子前町二ノ一六 大浦博外三名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四二号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市早岐町三〇〇 近藤常子外四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四三号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県諫早市永昌東町一八ノ二五 古川恭子外三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四四号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡田平町山内免四八 〇 高木和弘外三名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四五号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 佐賀県唐津市神田二、六六三ノ四 坂元立身外四名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四六号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市本島町二ノ一一 田中淳子外四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四七号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市中通町五七〇ノ六 森田小夜子外二名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四八号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願
請願者 長崎県諫早市中尾町五ノ二 玉城保美外四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四九号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市松里町二五ノ二
原口謙三外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五〇号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市白岩町二ノ九 松尾
嘉信外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五一号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市小川町一九四ノ四〇
坂田輝行外四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五二号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市小松越町八四二ノ一
小森康治外四名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五三三号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市本明町五〇一ノ二
福永俊一外四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五四号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日字町五六〇 阪
口さと子外四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九五五号 昭和六十二年二月二十五日受理
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 長崎県北高来郡飯盛町池下名二四
七 大久保守外四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇二五号 昭和六十二年二月二十六日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原四ノ二一ノ四
樋口洋子外二十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願（第一二〇〇号）

一、国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願（第一一二二号）（第一三〇二二号）（第一三〇三三号）（第一三七四号）（第一四八九号）（第一四九〇号）（第一六〇五号）（第一六〇六号）（第一六〇七号）

第一二〇〇号 昭和六十二年二月二十七日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願

請願者 大分県宇佐市末四八八 辛島安義

紹介議員 後藤 正夫君
終戦後四十年を経過した今日、戦後処理問題の最も重要なものの一つである台湾出身元日本軍人軍属の補償問題が解決しないことは遺憾なことである。よつて、国においては、本問題を早急に解決するため、特別の配慮をされたい。

理由
先の大戦に、戦地に赴いた台湾出身元日本軍人軍属に対し、日本国として、補償措置を行うことは当然である。特に、元軍人軍属の戦没者遺族並びに戦傷者には、至急に援護の道を決定し、我が国の道義的責任を果たすべきである。戦後四十年の今日まで、長期間の苦悩に堪えて老齢になつた者に対する補償は一刻の猶予もできない。昭和六十六年度の予算において、昨年度以上の、台湾出身元日本軍人軍属に対する企画検討費を計上し、実情調査を行うとのことであるが、国においては、速やかに必要な調査を完了し、外交上、財政上、法技術上の困難を克服して、昭和六十六年度に本問題を解決する必要がある。

第一一二二号 昭和六十二年二月二十八日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都調布市人間町二ノ二ノ二
三〇一 大首直子外三十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一三〇二二号 昭和六十二年三月二日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺一四 松
田涼子外二十九名

紹介議員 堀山 篤君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一三〇三三号 昭和六十二年三月二日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都新宿区弘方町三五 大山園

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一三七四号 昭和六十二年三月三日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都町田市真光寺町一、三三八
ノ六 牧野信次外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一四八九号 昭和六十二年三月四日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 長野県小県郡九子町上九子一、九
四ノ六 柳沢智子外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一四九〇号 昭和六十二年三月四日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川二ノ二二ノ二四
中村千恵子外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一六〇五号 昭和六十二年三月五日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園三ノ二二ノ
一三 北村照子外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第一六〇六号 昭和六十二年三月五日受理
国家（防衛）秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 北海道函館市松陰町一ノ五三 星
野花枝外二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一六〇七号 昭和六十二年三月五日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原一ノ二ノ三〇

高木芳子外百四十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願(第一七二一号)(第一七七〇号)(第一九三六号)(第二〇四四号)(第二〇四五号)(第二〇四六号)(第二〇四七号)(第二一八八号)(第二二一九号)(第二二二〇号)(第二二二二号)(第二二二三号)

第一七一〇号 昭和六十二年三月六日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都町田市東玉川学園一ノ一八

ノ七 佐伯澄子外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一七七〇号 昭和六十二年三月七日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都町田市野津田町一七四ノ三

山下智彦外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一九三六号 昭和六十二年三月十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市戸塚東三ノ五ノ二

山下美恵外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇四四号 昭和六十二年三月十一日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 川崎市多摩区枋形一ノ二ノ二ノ一

一〇一 土井道子外九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇四五号 昭和六十二年三月十一日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ二ノ九

高橋喜久江外三十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇四六号 昭和六十二年三月十一日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 岡山県井原市西方町八八 小寺

和子外七名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二〇四七号 昭和六十二年三月十一日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 千葉市幕張町四ノ七六七 國安敏

二外四十九名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二一八号 昭和六十二年三月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 横浜市内南区永田南二ノ二ノ二七

伊藤孝光外十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二一九号 昭和六十二年三月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市仁川台三九 伊藤き

ん外九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二二〇号 昭和六十二年三月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 福島県須賀川市上人垣一ノ二 笠

原美林外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二二一号 昭和六十二年三月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都台東区雷門一ノ一四ノ四

岩本千鶴子外四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第二二二三号 昭和六十二年三月十二日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 福島県須賀川市丸田町二五五 大

内ノブイ外九名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

一、昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が行う

地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他の国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(地域改善対策特定事業)

第二条 この法律において「地域改善対策特定事業」とは、旧地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号。以下「旧地域改善法」という。)第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

2 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならない。

(特別の助成)

第三条 地域改善対策特定事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下回る割合を定めているもののうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ。

2 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

る。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 地域改善対策特定事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起しした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和六十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十七年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される地域改善対策特定事業については第三條から第五條までの規定、昭和六十六年度以前の年度に地域改善対策特定事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五條の規定並びに次条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

第二条 昭和六十一年度以前の年度に着手した旧地域改善法第一条に規定する地域改善対策事業であつて昭和六十二年三月三十一日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助により実施される同条に規定する地域改善対策事業については、旧地域改善法第三条及び第四条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項に規定する地域改善対策事業の財源に充

てるため発行を許可された地方債については、旧地域改善法第五条の規定は、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

第三条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項の表中「地域改善対策事業債等償還費」を「地域改善対策特定事業債等償還費」に、「地域改善対策事業費」を「地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費」に改め、同条第二項の表中「地域改善対策事業費」を「地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費」に、「地域改善対策特別措置法」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第五条、旧地域改善対策特別措置法」に改める。

附則第六條の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

(総務庁設置法の一部改正)

第五条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十四号から第四十六号までの規定中「地域改善対策事業」を「地域改善対策特定事業」に改め、同条第四十七号中「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第 号)」に改める。

昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号、第三項において「共済法」という。)による年金である給付については、昭和

六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二條の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

(旧共済法による年金への準用)

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号、次項において「昭和六十年改正法」という。)附則第五十條第一項に規定する旧共済法による年金について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十條第一項及び第二項の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

第百六回国会閉会後内閣委員会会議録第一号中正誤

正誤
一 終わり 旗鑑 基幹 正

正誤
一 終わり 襲撃 就役 正

正誤
一 終わり 旗鑑 基幹 正

第五号中正誤

正誤
二 初めの 初めての 正

第七号中正誤

正誤
一 二 どころから どころから 正

正誤
一 二 どころから どころから 正

三 三 課している 課している 正

三 三 監察 監察 正

第八号中正誤

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

正誤
一 終わり 阻止すべきもの 措置すべきもの 正

昭和六十二年四月七日印刷

昭和六十二年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局